周防大島町告示第71号

平成30年第4回周防大島町議会定例会を次のとおり招集する 平成30年12月3日

周防大島町長 椎木 巧

1	期	日	平成30年12月	10日		
2	場	所	大島庁舎議場			
\bigcirc	開会日	日に応	が招した議員			
			藤本	淨孝君	新田	健介君
			吉村	忍君	砂田	雅一君
			田中	豊文君	吉田	芳春君
			平野	和生君	松井	岑雄君
			尾元	武君	新山	玄雄君
			中本	博明君	久保	雅己君
			小田	貞利君	荒川	政義君
O .	14月1	1 11 (こ応招した議員			
0	12月1	7日は	こ応招した議員			
0:	12月1	9日は				
()	志招し	ンな か	いった議員			

平成30年 第4回(定例) 周 防 大 島 町 議 会 会 議 録(第1日)

平成30年12月10日 (月曜日)

議事日程(第1号)

平成30年12月10日 午前9時30分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 行政報告
- 日程第5 岩国基地関連対策特別委員会報告
- 日程第6 地域活性化特別委員会報告
- 日程第7 防災対策特別委員会報告
- 日程第8 議会広報編集特別委員会報告
- 日程第9 猪対策特別委員会報告
- 日程第10 常任委員会委員の選任について
- 日程第11 議会運営委員会委員の選任について
- 日程第12 提案理由の説明
- 日程第13 議案第1号 専決処分の承認を求めることについて

(平成30年度周防大島町一般会計補正予算(第5号)) (質疑・討論・採決)

日程第14 議案第2号 専決処分の承認を求めることについて

(平成30年度周防大島町一般会計補正予算(第6号)) (質疑・討論・採決)

- 日程第15 議案第3号 平成30年度周防大島町一般会計補正予算(第7号)
- 日程第16 議案第4号 平成30年度周防大島町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第17 議案第5号 平成30年度周防大島町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第18 議案第6号 平成30年度周防大島町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第19 議案第7号 平成30年度周防大島町簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第20 議案第8号 平成30年度周防大島町下水道事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第21 議案第9号 平成30年度周防大島町農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第22 議案第10号 平成30年度周防大島町渡船事業特別会計補正予算(第2号)

日程第23 議案第11号 平成30年度周防大島町水道事業企業会計補正予算(第2号)

日程第24 議案第12号 周防大島町一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正について

日程第25 議案第13号 周防大島町公民館条例等の一部改正について

日程第26 議案第14号 周防大島町サン・スポーツランド片添、周防大島町片添ケ浜温泉遊湯 ランド及び周防大島町青少年旅行村の指定管理者の指定について(質

疑・討論・採決)

日程第27 議案第15号 平成30年度道の駅サザンセトとうわ増築工事(建築)の請負契約の 締結について(質疑・討論・採決)

日程第28 岩国基地関連対策特別委員会の設置について

日程第29 地域活性化・害獣対策特別委員会の設置について

日程第30 防災対策特別委員会の設置について

日程第31 議会広報編集特別委員会の設置について

日程第32 病院事業改革等特別委員会の設置について

本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 諸般の報告

日程第4 行政報告

日程第5 岩国基地関連対策特別委員会報告

日程第6 地域活性化特別委員会報告

日程第7 防災対策特別委員会報告

日程第8 議会広報編集特別委員会報告

日程第9 猪対策特別委員会報告

日程第10 常任委員会委員の選任について

日程第11 議会運営委員会委員の選任について

日程第12 提案理由の説明

日程第13 議案第1号 専決処分の承認を求めることについて

(平成30年度周防大島町一般会計補正予算(第5号)) (質疑・討論・採決)

日程第14 議案第2号 専決処分の承認を求めることについて

(平成30年度周防大島町一般会計補正予算(第6号)) (質疑・計

論・採決)

日程第15 議案第3号	平成30年度周防大島町一般会計補正予算(第7号)
日程第16 議案第4号	平成30年度周防大島町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)
日程第17 議案第5号	平成30年度周防大島町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第2号)
日程第18 議案第6号	平成30年度周防大島町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)
日程第19 議案第7号	平成30年度周防大島町簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)
日程第20 議案第8号	平成30年度周防大島町下水道事業特別会計補正予算(第2号)
日程第21 議案第9号	平成30年度周防大島町農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)
日程第22 議案第10号	平成30年度周防大島町渡船事業特別会計補正予算(第2号)
日程第23 議案第11号	平成30年度周防大島町水道事業企業会計補正予算(第2号)
日程第24 議案第12号	周防大島町一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正について
日程第25 議案第13号	周防大島町公民館条例等の一部改正について

出席議員(14名)

1番	藤本	淨孝君	2番	新田	健介君
3番	吉村	忍君	4番	砂田	雅一君
5番	田中	豊文君	6番	吉田	芳春君
7番	平野	和生君	8番	松井	岑雄君
9番	尾元	武君	10番	新山	玄雄君
11番	中本	博明君	12番	久保	雅己君
13番	小田	貞利君	14番	荒川	政義君

欠席議員(なし)

欠 員(なし)

事務局出席職員職氏名

 事務局長
 舛本
 公治君
 議事課長
 大川
 博君

 書
 記
 池永祐美子君

説明のため出席した者の職氏名

町長 ……… 椎木 巧君 代表監査委員 …… 西本 克也君

副町長 …… 岡村 春雄君 教育長 …………… 西川 敏之君 病院事業管理者 …… 石原 得博君 総務部長 …… 中村 満男君 産業建設部長 …… 林 輝昭君 健康福祉部長 …… 平田 勝宏君 環境生活部長 …… 佐々木義光君 久賀総合支所長 ……… 藤井 正治君 大島総合支所長 …… 近藤 晃君 東和総合支所長 …… 山﨑 実君 橘総合支所長 …… 中村 光宏君 会計管理者兼会計課長 …………………… 大下 崇生君 教育次長 ………… 永田 広幸君 病院事業局総務部長 … 村岡 宏章君 財政課長 ……… 重富 孝雄君 総務課長 ……… 岡本 義雄君 生活衛生課長 …… 中谷 範夫君

午前9時30分開会

○議長(荒川 政義君) 改めまして、おはようございます。

ただいまから、平成30年第4回周防大島町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付してあるとおりです。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長(荒川 政義君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

今期定例会の署名議員は、会議規則第127条の規定により、10番、新山玄雄議員、11番、 中本博明議員を指名いたします。

日程第2. 会期の決定

○議長(荒川 政義君) 日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、去る12月3日開催の議会運営委員会において協議の結果、お手元に配付してある会期日程のとおり、本日から12月19日までの10日間としたいと思います。御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(荒川 政義君) 異議なしと認めます。よって、今期定例会の会期は、お手元に配付してある会期日程のとおり、本日から12月19日までの10日間とすることに決しました。

日程第3. 諸般の報告

○議長(荒川 政義君) 日程第3、諸般の報告を行います。

諸般の報告、まず、議員各位既に御存じのとおりでありますが、去る10月22日の未明にマルタ船籍のエルナ・オルデンドルフ号が、長さ180メートル、高さが40メートル、総トン数2万5,431トンの、ばら積み大型貨物船が、事もあろうか橋桁までの高さが30メートルしかないところを通過し、大島大橋に多大な損傷を与え、送水管や送電線、通信ケーブル等を切断、大規模な通行規制により、私ども町民の生活、町の経済が甚大な被害を受けることとなりました。事故から5日もたった後の10月27日に、貨物船の所有会社であるドイツのオルデンドルフ・キャリアーズから広報担当役員が謝罪に参りました。その席には、椎木町長、柳居県議会議長、そして私も同席し、住民の被った被害に対し、誠意ある対応をとるよう抗議をいたしました。このたびの人災事故によって、町民や事業者の受けた被害は有形無形のものを含め、オルデンドルフ・キャリアーズに損害賠償請求をしていかなければならないと考えております。

しかしながら、加害船が外国船籍であるため、現実的には、交渉は私どもだけでは対処が難し い面もあります。

このため、11月2日に急きょ、村岡山口県知事、柳居山口県議会議長、椎木町長、そして荒川の4名に山口県幹部が随行し、国に対して復旧・復興の支援を要請してまいりました。

大島大橋については、先月末、ようやく応急補強が完了し、広域水道の仮復旧工事も完了後、 送水が始まり、地域による時間差はあったものの、12月1日には40日ぶりに町内全ての家庭 の蛇口から水が出るようになりました。この間、本当に町民、企業は耐え忍びました。本復旧は まだ先のことではありますが、立ち止まることなく、粘り強く、復興に取り組んで行かなければ ならないと思っております。

後ほど、町長からの行政報告でも述べられることと思いますが、今期定例会では、この事故に 関する予算や今後の対策についても集中審議が行われます。

議会としても、町民の生活再建、農業や漁業、商工業、観光業など多くの事業者の救済、落ち込んだ町の経済の復興に向けた予算の議決や今後の対策については、町執行部と一丸となった取り組みを行っていかなければなりませんので、御協力をお願いをいたします。

それでは、本年9月以降、本日までに議会に提出されております文書について、御報告をいた します。

まず、地方自治法の規定に基づき、監査委員から例月現金出納検査(9月・10月・11月実施分)及び定期監査(9月・10月・11月実施分)の結果の報告がありましたので、お手元にその写しを配付いたしております。

次に、陳情・要望について、2件受理しておりますが、先日開催いたしました議会運営委員会において御協議いただき、陳情・要望第9号外国貨物船の大島大橋衝突に係る復興対策について

は、今会期最終日に国や県への意見書として御審議いただくことといたしております。

陳情・要望第10号平成31年度町予算編成に際しての商工会助成については、議員配付として既にお手元にお届けをいたしております。

続いて、系統議長会関係について、大島大橋への貨物船衝突事故に係る国への緊急要望のため、 山口県町議会議長会への出席はかないませんでしたが、平成31年度事業計画について協議がな され、議決されました。

11月12日には、柳井広域市町議会議長会の臨時総会が開催され、平成31年度事業について審議をいたしております。

11月20日には、第37回離島振興市町村議会議長全国大会が開催され、平成30年度末に期限切れを迎える奄美群島振興開発特別措置法、並びに小笠原諸島振興開発特別措置法の内容を充実させた上で期限の延長を図ることについての特別決議や、離島航路・航空路支援法(仮称)の早期制定を求める特別決議が議決されました。

翌21日には、第62回町村議会議長全国大会が開催され、熊本地震及び北海道胆振東部地震からの復旧・復興、並びに九州北部豪雨及び平成30年7月豪雨等からの復旧・復興と大規模災害対策の確立に関する特別決議など、特別決議5件、25項目の要望、さらに議会の機能強化及び議員のなり手確保に関する重点要望7項目が議決されました。

続いて、研修について、10月9日、町村議会広報研修会が東京で開催され、読み手に伝わる 文章の書き方やデザイン力でもっと伝わる議会広報誌について、議会広報編集特別委員会で参加 され、講義・研修を行われております。

また、11月16日、和木町において、山口県町議会広報研修会が開催され、県内各町から議員及び事務局職員を合わせて36名もの参加により、議会広報発行に関する活動について、それぞれの課題を持ち寄って意見交換の上、研修を実施されました。

続いて、町人会関係について、10月14日の近畿久賀クラブについては新田議員が、10月21日の東京東和町人会へは小田議員が、11月17日の近畿大島会へは久保議員が出席いたしました。さらに、11月24日の東京大島郡人会については、藤本議員、尾元議員と私、荒川が出席をいたしました。

それぞれの会におきまして、会員との情報交換と支援の輪を広め、このたびの貨物船衝突事故 以降の会では、周防大島町の住民全体が被害者となった現状を報告し、周防大島町に対する各町 人会の皆様のふるさとを思う熱い気持ちに加え、周防大島を勇気づけていただくようお願いをい たしたところであります。

出席された関係議員の皆様におかれましては、大変お疲れさまでした。

また、今後、東京久賀倶楽部、東京たちばな会、関西橘町人会が予定されております。この件

につきましては議員派遣として御議決をいただく予定にしておりますので、よろしくお願いをいたします。

以上、諸般の報告を終わります。

日程第4. 行政報告

〇議長(荒川 政義君) 日程第4、行政報告に入ります。

町長から行政報告を求めます。椎木町長。

〇町長(椎木 巧君) おはようございます。

平成30年第4回周防大島町議会定例会を招集いたしましたところ、師走の大変お忙しい中を、 議員の皆様方には御参集賜り、誠にありがとうございます。

それでは、行政報告を5点ほど申し上げさせていただきます。

まず、1点目は、大島大橋損傷事故に係る広域水道送水管破損等の対応について、まず御報告をさせていただきます。

10月22日未明にドイツの海運会社が所有するマルタ船籍の貨物船エルナ・オルデンドルフ (2万5,431トン)が大島大橋の下を航行した際、船のマストとクレーンが橋桁に衝突し、橋に大きな損傷を与え、橋に添架された送水管と通信ケーブルまたは電線などを切断するという 過去に例を見ない甚大な事故が発生をいたしました。

このことにより、町内のほぼ全域が断水し、毎日の水くみをはじめ、長期間にわたり、町民の皆様に大変な御不便・御苦労をおかけし、復旧に長期間を要したことに対しまして心からおわびを申し上げる次第であります。

また、橋への衝突のダメージにより、大島大橋は通行規制を余儀なくされ、強風時の全面通行 止めによる影響は、通勤・通学の利用者をはじめとする全ての皆様と、町の基幹産業、そして、 物流に大きな打撃を与えました。

加害船を所有するオルデンドルフ・キャリアーズ社の取締役が、10月27日に謝罪のため本町を訪れた際には、私からは、今回の事故により本町は町の存続が危ぶまれるような危機的な状況に陥り、1万6,000名余りの住民生活や地域経済は麻痺的な状況になっている。まさに命に関わるような状況が発生しており、大変強い憤りを感じ、強く抗議をする。町民をはじめ被害を受けておられる全ての皆様方に心からの謝罪を求め、その上で誠意ある対応を求めると申し伝えたところであります。

また、11月2日には、村岡県知事、柳居県議会議長、荒川町議会議長とともに国に緊急要望を行い、大島大橋の復旧対策のほか、町内での非常用の第二水源の確保など、今後の災害・事故対応への支援を求めてまいりました。

復旧にあたっては、山口県をはじめ関係各位の皆様には、送水管の復旧と給水支援活動に御協力、御尽力をいただき、それぞれの地域におきましては、議員各位をはじめ民生委員児童委員、自治会、自主防災組織、消防団、ボランティアの方々による給水支援活動と地域の方々による井戸水の御提供をはじめ、多くの地区で助け合い・支え合いによる御協力をいただきました。

この場をお借りして、御支援・御協力をいただきました皆様に心より感謝を申し上げる次第であります。

大きな損傷を受けた大島大橋の通行は、補強鋼材の取付工事によって11月18日に規制が緩和されるまでの間、安全上の措置として、平均風速毎秒5メートルを超える場合に、大島大橋が全面通行止めになり、これまでにない通行規制が行われたため、住民生活や地域経済に甚大な影響が生じました。

大島大橋の通行規制に伴い、島内外への交通の便を確保するため、椋野漁港と柳井港を結ぶ臨 時連絡船の運航と東瀬戸バス停と大畠駅間のシャトルバスの運行によって生活路線を確保いたし ました。

昼夜をわかたず行われた橋の応急復旧工事は、11月27日の午後3時に一般車両の通行規制 が解除され、全面通行ができるようになりました。

また、歩道の通行につきましても緩和され、歩行者の通行と信号規制による片側交互通行によって、自転車は押して通行することができるようになり、大島大橋の復旧は順調に進んでいるというところであります。

それでは、水道の断水から復旧までの経緯について申し上げます。

10月22日月曜日、午前1時32分に、柳井地域広域水道企業団が管内各地へ流量を監視するシステムによりまして、本町の配水池に送水がストップしている旨の連絡が入り、調査の結果、 1時40分過ぎに、大島大橋中央部で送水管破断を確認した旨の連絡がありました。

広域水道企業団では、1時38分に災害対策本部を設置し、本町におきましても、2時に水道 事故対策本部を設置いたしましたが、復旧作業にかなりの時間を要し、なおかつ、町内全域が長 期間にわたり断水となる恐れがあると判断いたしましたので、2時15分に、柳井市へ飲料水補 給拠点の確保を依頼するとともに、2時20分に、日本水道協会山口県支部の事務局である下関 市上下水道局に応急給水活動の応援を依頼をいたしました。

また、本事故については総合的に対応することが必要と判断し、4時30分には、周防大島町 災害対策本部を設置をいたしました。

同日の10時10分、柳井海上保安署から、大島大橋損傷加害逃走事件として、マルタ船籍の 巨大な貨物船が衝突し、水道管や光ケーブル等が切断されている旨の発表がありました。

応急給水につきましては、応援依頼により、10月22日月曜日から12月1日土曜日まで、

県内外延べ19の事業体と3町から駆け付けていただいた応援車輌及び応援職員とともに、町職員、さらにはボランティアの方々により町内の14カ所で行い、医療機関及び社会福祉施設などへの給水は、主に健康福祉部が対応するとともに、高齢者などの要配慮者には、民生委員さんを通じて個別給水を行い、各地域へは、消防団員の方々や自治会、自主防災組織の皆さんに御活動をいただいたところであります。

10月25日からは、山口県を通じての災害派遣要請により、自衛隊による浄水精製や給水活動も開始され、本土(大畠側)から75ミリの仮設管による送水後の11月7日水曜日に撤収をいたしました。

今回の断水につきましては、日本果実工業株式会社久賀工場から飲用水の提供や、国土交通省 中国地方整備局、海上保安庁、大島商船高等専門学校、呉市やその他民間事業者の給水船による 給水支援もいただきました。

送水管の復旧作業につきましては、柳井地域広域水道企業団が10月29日月曜日から、町内 補水拠点確保のため、75ミリの仮設管の布設に着工し、11月3日土曜日から東瀬戸で給水を 始め、14日水曜日からは久賀八幡生涯学習のむら付近、24日土曜日からは久賀弁天ふ頭山側、 国道駐車場付近に変更して行いました。

一方、300ミリの仮設管の布設につきましては、11月7日水曜日から着工し、25日には 設営を完了し、仮設管の通水洗管、水質検査による水質基準適合を確認後、27日の11時 30分ごろから本町への送水が開始され、その後、本町の職員が町内9カ所の1次配水池へ、そ して、次に2次、3次、4次、5次と、56カ所の配水池への送水や送水管の通水・洗管作業を 実施し、12月1日17時に町内全域の断水が解消したところであります。

なお、本町の災害対策本部につきましては、町内の全域の断水が復旧した12月1日17時に、 水道事故対策本部とあわせて廃止をいたしております。

今回の衝突事故によりまして、大変大きな被害と影響が生じており、町の産業、観光、経済の早期復興を図っていくために、県と連携して復興支援パッケージ支援策に取り組むため、必要な対策に係る経費について、補正予算に関する専決処分を行いましたので、本議会に報告し、議会の承認をお願いすることといたしております。

このたびの断水事故により、町民の皆様の日常生活への影響はもとより、あらゆる事業所において必要な水が使用できなくなり、大変な御不便、御苦労をおかけし、復旧に長期間を要したことに対して、心からおわびを申し上げますとともに、一日も早くもとの生活を取り戻すことができるよう、引き続き山口県や関係機関と連携し、住民生活と地域経済の回復に向けた対策に取り組んでまいります。

今後においては、山口県や広域水道企業団、さらには本町、そして何よりも町内の事業者や住

民の皆様方が被った損害等の賠償等が大きな課題になると思っております。先の12月4日には、町内の事業者団体の幹部の方々と本町の顧問弁護士との法律的な相談の場を設けたところでありますが、これからは、年末までに事業者や住民の方々に法律的な話や、今後、損害賠償請求をするとした場合の課題やその流れ等についての説明会を開催する予定であります。

既に県とも連携しながら、弁護士と今後の取り組みについて協議を進めているところであります。

今現在、県議会が開かれているわけですが、先日の県議会の一般質問でも取り上げられておりますので、参考までに、その主な内容について申し上げさせていただきます。

これは県議会の質問でございますが、今回は民間事業者や町民も多大な損害を被っているが、 損害額をどう計算し、どのように請求したらよいかわからないなどの声も多く聞いておりますと、 県として損害賠償請求手続きをサポートする体制をつくる必要があると考えるがいかがかという 質問に対しまして、県のほうの答弁は、みずから損害賠償請求を行うことが困難な方に対しまし ては、当面、弁護士による被害者相談会の開催を町と連携し支援するという答弁がございました。 既に、先ほど申し上げましたとおり、年末までに、その被害者相談会の開催を予定しているとこ ろでございます。

次の質問でございますが、加害企業が船主責任制限法の適用を裁判所に申し立てると、損害が 全額補償されない可能性がある。県として、加害企業に対しまして同法の適用を行わないよう申 し上げるべきではないかという御質問に対しまして、県の答弁は、県の顧問弁護士とも相談しな がら、適切な時期に適切な方法で対応するという答弁でございました。

次の質問ですが、万が一、同法が――同法というのは船主責任制限法のことですが、同法が適用された場合でも賠償限度額を超える部分は、加害企業が責任を持って賠償するよう求めるのは当然のことと考えるがいかがかという質問に対しまして、県は、県としては、同法が適用された場合でも、オルデン社に対して、同法の定める責任限度額を超える損害額も含め賠償を請求するという答弁がございました。

次の質問ですが、個人の事業者の被害は大変である。責任制限法に係ると賠償されない可能性がある。手続きも大変、県と町が住民の損害を一旦立て替えて加害企業に請求するシステムをつくるべきではないかという質問がございました。これに対して県の答弁は、今回の損害は事故により発生したもので、加害者たるオルデン社に請求していくべきもので、県として損害賠償債権を立て替える考えはないが、みずから賠償請求を行うことが困難な方に対しましては、町と連携してサポートを行いたいという答弁でございます。

次に、責任制限法を超える部分の請求はもちろんであるが、責任制限法の限度額の中でも弱者の方から優先配分をすべきではないかという御質問に対しまして、現時点、船主責任制限法の適

用関係については何ら予断を持っていないので、今後の対応については、弁護士等の専門家とも 相談しながら、町とも連携し、適切に対応していくという答弁でございました。

ここで、船主責任制限法ということについて少し言及をしたいと思いますが、船舶の所有者等の責任の制限に関する法律というものを略称して船主責任制限法と言っておりますが、この第3条には、船舶所有者はその責任を制限することができるというのがこの法律の中にうたってあります。要するに何かというと、その責任の全てを負うのではなくて、無限責任ではなく有限責任を認めるという法律の中身でございます。第3条には、無限責任ではなく有限責任を認めるということが書いてあります。

そして、第7条には、その責任の限度額が書いてありますが、これは、責任の限度額を計算する方法は、船の大きさ、トン数によって計算するのだということが第7条に出ております。これがよく新聞等で出ておりますが、総額が約24億円になるのではないかという、計算ではそういうふうになっておるということでございます。

次に、第17条でございますが、その責任制限をする手続きの開始の申し立てということが第17条に出ておりますが、船舶所有者等は、その責任を制限するため、責任制限手続き開始の申し立てをすることができるということでございまして、船舶の所有者が、ここまでの責任で制限してくださいということを申し立てることができるというのが17条です。

18条には、その責任制限手続き開始の申し立てをするときには、責任の限度額、先ほど言いました船のトン数による限度額を超えることを疎明し、要するに、制限額よりも損害額が大きいという、超えるということをまず疎明しというのは、きちんと説明するということですが、かつ、知れている制限債権者の氏名または名称及び住所を届け出なければならないということになっております。要するに、責任の総額よりも損害額のほうが大きいということをきちんと説明せと、裁判所にですね、ということが18条です。

そして、19条には、裁判所は責任制限手続き開始の申し立てを相当と認めるときは、裁判所の定める責任限度額に相当する金銭、要するに、裁判所が、それが有限責任が相当であると認めるときには、裁判所の定める責任限度額に相当する金額を裁判所が指定する供託所に供託をするということになります。ですから、その責任限度額をまず供託金融機関に供託をするんだということになっております。

これは、船舶が起こした事故により損害が発生した場合、今回もそうなんですが、多数の債権者が制限された額をめぐって利害関係を持つということになります。利害関係は当然持ちますね、たくさんの債権者がおると、債権者がその制限額を取りにいくわけですから、多数の債権者が参加することを前提とした集団的な処理手続きが必要になるということになります。そのため、この法律の中には、破産法の手続きに準じた集団的な債務処理手続きの規定を置いておるというこ

とでございます。

破産法というのは、債権者がたくさんおって、その財産が一部しかないということに、それを どのように分け合うかと、取り合うかということだと思いますが、そのような破産法の手続きに 準じたやり方だということでございます。

そこで、責任制限を求める者は、裁判所に対して責任制限手続き開始の申し立てをまずしなければなりません。そして、申し立てが相当と認められた場合については、責任限度相当額及び、要するに、それを、その責任限度額を、供託された金額でございますが、供託された金額から配当を受けるというような手続きになるというふうになっております。

債権者は、制限債権を裁判所に届けることによって、その手続きに参加することになります。 届けられた制限債権については、裁判所の調査期日において、その債権があるかないかというこ とや、または、手続き対象たる債権であるか否か、要するに、本当にこの対象になるものかどう かということが調査されて、仮に、それが争いがあるという債権になってくれば、最終的には裁 判になって争うということになるということが書かれております。

以上のようなことが、これからの一番大きな課題になるのではないかというふうに思っております。そういうことでありますので、まず、年内のうちに各事業者や、そしてまた、個人の皆様方に今のような話を具体的に説明をし、そしてまた、その説明会を開催し、そこで法律の専門家または弁護士等にきちんとした手続きや、そして疑問点をまず投げかけていただくということになると思います。そこで、そのような疑問点、そしてまた、これからの手続きについていろいろ御協議をいただくということになると思います。

以上で、この大島大橋の損傷の件については御報告を終わりたいと思います。

続いて、2点目は、米軍岩国基地への空母艦載機移駐完了に伴い、今日までのその後の経過について御報告をいたします。

11月12日午前11時45分ごろ、沖縄県北大東島沖の海上において、日米共同巡航訓練中のロナルド・レーガンから離陸した米海軍第5空母航空団所属のFA—18戦闘攻撃機1機が、エンジントラブルにより墜落事故が発生いたしました。

乗員2名は米軍へリにより救助されましたが、今回の事故は、本年3月の空母艦載機の岩国基地への移駐後、初めての墜落事故で、極めて遺憾でありまして、看過することのできない重大な事故であることから、山口県と関係市町で構成する山口県基地関係県市町連絡協議会において、事故の再発防止を徹底するよう米側に求めることを、米海兵隊岩国航空基地及び国に対して強く要請を行いました。

そして、今月6日午前5時ごろ、中国四国防衛局から、本日午前1時48分に米軍岩国基地所属のFA-18(乗員2名)1機とKC-130(乗員5名)1機が四国沖で空中接触し、2機

とも着水したとの報告がありました。その後、9時44分の第2報において、乗員7名のうち1名は海上自衛隊のSH-60により救助され、引き続き米軍と協力し、海上自衛隊及び航空自衛隊が残る乗員を捜索中との報告がありました。その日の午前8時30分には、県から中国四国防衛局に対しまして、遺憾の意を伝えるとともに、さらなる情報提供と原因究明、再発防止を口頭で要請を行い、同日12時06分には中国四国防衛局から米海兵隊岩国航空基地司令官に、関係自治体及び住民の方々に対して、極めて大きな不安と心配を抱かせるものであり、誠に遺憾であること、航空機の運用にあたっては、安全面に最大限の配慮及び本件については速やかな情報提供を求める旨の文書申し入れを行ったところであります。翌日7日、8時31分の第4報の時点では、米海兵隊員2名が発見され、1名は良好な状態であるものの、1名については死亡が宣告され、残り5名の捜索救助活動は継続しているとの報告がされております。

本町といたしましても、今後もこの事故の情報収集に努め、関係市町と連携しながら岩国基地 や国への要請など、必要な対応を行ってまいりたいと思っております。

また、町内5カ所に設置された4月から10月までの騒音測定装置の測定結果は、中国四国防衛局のホームページにおいて公表されておりますが、4月または5月のピーク時から減少し、大きく増加することなく推移をしており、町のほうに寄せられた苦情の件数は、9月分が4件、10月分がゼロ件、11月分が1件となっております。

米軍岩国基地への空母艦載機移駐完了後について、これまでの経過を申し上げましたが、今後とも、継続して本議会に報告するとともに、山口県及び関係市町と協議を重ねながら適切に対応してまいりたいと考えております。

3点目でございますが、3点目はやまぐち自治体クラウドの共同利用協定の締結について御報告をいたします。

平成29年5月から県内の8市町で自治体クラウドに関する研究を進めておりましたが、より 具体的に基幹系業務システムの共同利用について協議を行うため、本年4月に宇部市・防府市・ 山陽小野田市・美祢市・長門市・周防大島町・和木町の7市町によるやまぐち自治体クラウド協 議会を設立したところであります。

この協議会において、行政サービスのさらなる向上、システム関連経費の削減、災害対策及びセキュリティ対策を効率的に進めるために、各自治体の住民情報、税務、国民健康保険、福祉等の基幹系業務システムを集約し共同利用する自治体クラウドの導入について、これまで研究・協議を重ね、本年7月にこの業務システムに係る公募型プロポーザルを実施し、10月1日に優先交渉権者を決定いたしました。

以降、7市町が協力し、クラウドサービスの内容の検討と優先交渉権者との基本合意に向けた 協議を進めてきたところ、このたび、県内最大(県内人口カバー率が3割)となる自治体クラウ ドの構築に係る基本合意に至りましたことから、10月29日、宇部市役所において7市町の首長が一堂に会し、やまぐち自治体クラウド基幹系業務システムの共同利用に関する協定を締結をいたしました。

これにより、7市町の業務プロセスの標準化に伴う業務の効率化や将来的な制度改正等のコスト削減により28%の大幅なコスト削減を見込んでおります。また、大規模災害により庁舎が利用できなくなった場合、その他の団体の庁舎に被災団体の仮窓口を設置し、業務継続が行えるよう支援を実施できるようになります。

4点目でございますが、過疎地域自立活性化優良事例総務大臣表彰の受賞について御報告をいたします。

去る10月25日に山口市で開催されました、全国過疎問題シンポジウム2018in山口において、本町が他の3団体とともに優良事例団体として総務大臣賞を受賞いたしました。この表彰は、過疎地域の自立と活性化に取り組み、優れた成果を上げ、過疎対策の先進的、モデル的事例にふさわしい団体に授与されるものであります。

周防大島町は、民泊で受け入れる体験型修学旅行や、全国のフラダンス団体に夏休み期間中の 土曜日にお披露目の場を提供するサタフラ、移住者を増やすための島時々半島ツアーやお試し暮らし制度、廃校や古民家を活用したサテライトオフィスの誘致やチャレンジショップの設置、また、移住者が行政とは別に新たな移住者を支援する取り組みなどが注目され、観光振興や移住促進に取り組むだけでなく、仕事をつくるため、官民が協力して起業支援に注力している点が高く評価されたものであります。

このたびの受賞は、行政だけではなく、町民の皆様や関係団体の取り組みが高く評価されたものであり、町民の皆様とともに喜びをわかち合いたいと思います。

最後に、東和病院における業務上横領事件に対する告訴の処分について御報告をいたします。 病院事業局においては、平成29年度周防大島町立東和病院において発覚いたしました、元職 員の業務上横領事件に対する告訴を平成30年1月24日付で行っておりましたが、その処分が 決定され、平成30年11月14日付の処分通知書により、山口県地方検察庁岩国支部から周防 大島町病院事業管理者に対して不起訴処分の通知がございました。

処分の理由につきましては、刑事訴訟法第261条の規定により弁護士事務所を通じて請求を いたしましたところ、事件事務規程第75条第2項第20号に規定されている不起訴裁定の主文、 起訴猶予によるものでございます。

懲戒免職により社会的制裁を受けていること、反省していること、初犯であること、既に弁済 されていること等、総合考慮により処分が決定されているとのことでありました。

この処分については、我々といたしましては、大変複雑な思いで受けとめているところであり

ますが、改めて職員一丸となり、周防大島町の信頼回復に向け、なお一層の努力をしていきたい と強く思っているところでございます。

以上の5点の行政報告をさせていただきましたので、御理解と御協力をよろしくお願いいたします。終わります。

○議長(荒川 政義君) 以上で、行政報告を終わります。

日程第5. 岩国基地関連対策特別委員会報告

○議長(荒川 政義君) 日程第5、岩国基地関連対策特別委員会からの報告について、平成 28年11月22日から岩国基地関連対策特別委員会に付託いたした調査・研究について、議長 宛てに報告書が提出されておりますので、机上に配付させていただいております。

岩国基地関連対策特別委員会は既に活動任期を終えておりますが、久保委員長から報告をいた だいてもよろしいかをお諮りをいたします。

それでは、岩国基地関連対策特別委員長からの報告について、これを受理いたしたいと思いますが、いかがでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

- ○議長(荒川 政義君) 異議なしと認めます。それでは、岩国基地関連対策特別委員会久保委員長に発言を求めます。
- **〇岩国基地関連対策特別委員会委員長(久保 雅己君)** それでは、岩国基地関連対策特別委員会 を代表いたしまして、報告をさせていただきます。

本委員会は、平成28年12月の第4回定例会において設置され、米軍岩国基地が存在し、米 軍再編の状況によっては、本町の住民生活環境への影響がどのように想定されるのか、住民負担 の軽減と安心安全をどう確保していくのか、岩国基地関連の対策について、関係機関との連携、 情報交換を通して、最良策を検討することを目的に、活動を行ってまいりました。

その概要につきましては、お手元に報告書として配付させていただいております。

この2年間の任期を総括させていただきますと、米軍再編に関連して岩国基地に駐留していた ハリア一部隊がF-35Bへ交代することについて、平成28年11月末に中国四国防衛局が執 行部に説明に来られました。

これを受けて、12月定例会議会中に第1回の委員会を開催し、交代計画や交代機種のF—35Bなどの事故について、執行部から説明を受けた後、定例会最終日に中国四国防衛局に出席いただいて、全員協議会を開催することについて協議を行いました。

平成29年2月13日に開催した第2回の委員会で、空母ロナルド・レーガンの艦載機が神奈 川県厚木基地から岩国基地へ移駐することに係る米側の計画の説明を、総務課から説明を受け対 応を協議の後、午後から中国四国防衛局に出席していただいて、全員協議会を開催しております。 平成29年6月5日に開催した第3回の委員会においては、平成29年3月28日に岩国基地

問題議員連盟連絡協議会から国に対して、空母艦載機の岩国飛行場への移駐に関し要望書を提出 していたことについて、平成29年5月18日に国から山口県及び岩国市に対して地域振興策に ついての回答がありました。

岩国市では、この回答を受け、平成29年6月23日の本会議で空母艦載機の受け入れについて意見書の審議を行うことになったことから、当委員会においても岩国市の判断を受け、隣接する町議会としての対応を行うこととしました。

平成29年6月26日に開催した第4回委員会では、岩国市の福田市長が平成29年6月23日に、苦渋の判断ではありましたが、受け入れを容認されたことを受け、現実的な対応として周防大島町議会から国に対して意見書を提出することについて、委員会発議として議会最終日に意見書の採択について追加提出することを全委員一致で決定し、翌6月27日には、本会議において議会の意見として意見書を決議いたしました。

その後、平成29年8月からは空母艦載機の移駐が順次開始され、平成30年3月23日に開催した第5回の委員会において、移駐の進捗状況や騒音の状況、再編に伴う地域支援の予定等について執行部から説明をいただき、山口県知事に対して町長からの要望を行っていただくことといたしました。

平成30年4月に入り、空母艦載機の岩国基地への移駐に関しましては、平成30年3月 30日をもって完了したとの連絡が米側からあったことの報告がございました。

以上が、委員会として主だった活動内容です。

最後になりますが、米軍岩国基地については、空母艦載機の移駐が完了したことから極東最大 規模の米軍基地となりました。

現在の再編交付金については、2022年まで延長されております。

国においては、再編交付金の増額延長、県交付金についても拡充することについて前向きに検 討するとの回答をいただいておりますが、具体的に数字が示されたわけではございません。

米軍岩国基地が存在する限り、住民負担の軽減と安心安全の確保並びに地域振興施策のための調査研究に終わりはなく、国に対しても粘り強く要望を行っていかなければならないと思っておりますので、岩国基地関連対策特別委員会につきましても引き続き設置いただくことをお願い申し上げ、本委員会の報告といたします。

これまで、本委員会の活動に御協力いただいた方々や委員各位におかれましては、御協力いただきましてありがとうございました。

〇議長(荒川 政義君) 以上で、岩国基地関連対策特別委員会久保委員長の報告を終わります。

日程第6. 地域活性化特別委員会報告

○議長(荒川 政義君) 日程第6、地域活性化特別委員会からの報告について、平成28年 12月7日から地域活性化特別委員会に付託していた調査・研究について、議長宛てに報告が提 出されておりますので、机上に配付させていただいております。

地域活性化特別委員会は既に活動任期を終えておりますが、平野委員長から報告をいただいて もよろしいかをお諮りいたします。地域活性化特別委員会の委員長報告について、この場で発言 を許可してもよろしいでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

- ○議長(荒川 政義君) 異議なしと認めます。それでは、地域活性化特別委員会平野委員長に報告を求めます。
- **〇地域活性化特別委員会委員長(平野 和生君)** それでは、地域活性化特別員会を代表いたしまして、報告をさせていただきます。

本委員会は、平成28年12月の第4回定例会において設置され、付託された地域資源を活用 した人口定住の促進に向けての調査・研究を行うことを目的とし、特に地域の課題を解決し、地 域に活力を生み出す取り組みに重点を置いた活動を行ってまいりました。

その概要につきましては、お手元に報告書として配付させていただいております。

当委員会では、2年間の任期の中で5回の委員会を開催し、定住促進に向けた取り組みについて担当課から説明をいただき、その課題や新たに取り組むべきことについて研究を行ってまいりました。

また、その中で高齢化の進行に伴う住民の移動手段の確保について、コミュニティ交通の先進 地への研修視察も実施いたしておりますので、活動の主だった内容について御報告させていただ きます。

平成29年1月に開催した第1回目の委員会では、前任の地域活性化特別委員会で提言を行ったものの、まだ実現できていないことや、さらに取り組みが必要な事柄について掘り下げた調査・研究を行っていくことを決定いたしました。

その後、平成29年3月に開催した第2回目の委員会では、前任の地域活性化特別委員会から 町長に申し入れした提言事項に関連して、対応状況や課題について、執行部からの報告書を配付 の上、協議を行いました。

平成29年9月に開催した第3回目の委員会では、政策企画課が所管している定住促進協議会での取り組みと、地域と住民が主体となりモデル事業として取り組むこととなった白木半島地区

コミュニティ協議会の取り組み実施状況について、担当課からヒアリングを行っております。

平成29年12月に開催した第4回委員会では、若者に住んでいただくため、住宅用地の提供 や戸建て住宅の提供として取り組んでいる周防大島町若者定住住宅促進住宅用地及び子育て定住 促進住宅の整備方針、事業の内容と供与に関連する条例案について政策企画課から説明を受け、 各委員からの意見をいただき、修正の上で平成30年3月の第1回定例議会で条例議案を上程す ることとなりました。

また、この間の平成30年2月には、特別委員会の先進地研修視察として、民間バス事業者の 突然の撤退に伴い、交通手段空白地帯となった山間部住民の移動手段確保のため、町営でコミュ ニティバスを運行することとなった福岡県新宮町のコミュニティバス、マリンクス運行事業と議 会活性化に係る子どもチャレンジ議会について研修を行いました。

この研修では、周防大島町においても突然、民間事業者が不採算バス路線を廃止するということも想定した対策について検討しておかなければならないことを痛感いたしました。

翌16日には、福岡県糸島市のJA糸島が運営し、年間売り上げ41億円、全国第1位を誇る 特産物直売所、伊都菜彩を視察いたしました。

この施設では、農業者や水産業者、市内の商工業者などが会員となって、農産物や漁獲物、製造商品をJAが従業員を確保し販売を行っているものであり、販売形態は、規模の大小はあるものの道の駅での販売形態と大きく異なるものではなく、スーパーマーケットのような広い場所と駐車場があれば、周防大島町でも農漁商工連携の中で取り組むことも可能なものではないかと感じたところでございます。

そして、平成30年10月に開催した第5回委員会において、当委員会に付託された地域資源を活用した人口定住の促進に関する調査・研究について、過去の申し入れに対する取り組み状況を検証し、今後も引き続いて取り組まなければならないことや新たに取り組むべきことについての取りまとめを行い、議会に報告の上で町長に提言を申し入れすることとなりました。

委員会からの提言内容については、お手元の報告書の4に記載したとおりとしております。

最後になりますが、周防大島町においては人口減少に歯止めがかからない状況にあります。人 が減ることが地域の活力が失われる最大の要因だと思っております。

若者がこの町に魅力を感じ住み続けたいとか、他の市町から周防大島に住みたいと思われる町にするための取り組みを間断なく進めていくため、この地域活性化特別委員会をぜひとも継続していただきたいと思っております。

当委員会のこれまでの活動につきまして、御協力いただきました皆様方には衷心よりお礼を申 し上げ、委員会を代表しての御報告とさせていただきます。御清聴ありがとうございました。

〇議長(荒川 政義君) 以上で、地域活性化特別委員会平野委員長の報告を終わります。大変御

日程第7. 防災対策特別委員会報告

〇議長(荒川 政義君) 日程第7、防災対策特別委員会からの報告、平成28年12月7日から 防災対策特別委員会に付託していた調査・研究について、議長宛てに報告書が提出されておりま すので、机上に配付させていただいております。

防災対策特別委員会は既に活動任期を終えておりますが、尾元委員長から報告をいただいておりますので、これを報告させていただいてもよろしいでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

- ○議長(荒川 政義君) 異議なしと認めます。それでは、防災対策特別委員会尾元委員長に報告を求めます。
- **〇防災対策特別委員会委員長(尾元 武君)** それでは、防災対策特別委員会を代表いたしまして、報告をさせていただきます。

本委員会は、平成28年12月の第4回定例会において設置され、近年、自然災害による甚大な被害が頻発している。これらの災害に備えるため、日ごろからの準備が急務であり、町内全域として、また各地域としてどのように取り組んでいけばよいのかの調査・研究を目的とし、特に、自然災害に対する日ごろからの備えと啓発を重点に置き、活動してまいりました。

はじめに、ことし6月に実施いたしました、大分県津久見市での視察研修では、平成29年9月に襲来した台風18号による被害の概要と被災者に対するその後の支援や復旧計画等について、説明を受けてきました。

台風が襲来したのは9月定例会の会期中でありましたが、災害対応に集中するため、日程その ものを変更し、議会側も異例の対応をとられたとのことでした。

台風接近に伴い、襲来前日の午後2時には市職員が集合し、避難所の準備、自主防災組織や消防団への事前連絡を行い、その後、全市民に向けて避難所開設の情報が発信されました。しかしながら、ほとんどの住民は動こうとはしなかったそうであります。

また、襲来が迫った9月17日の午前9時50分には市内全域に避難勧告を発令、さらに午後 1時50分には、河川沿いの住民に対し避難指示を緊急発令、続いて2時15分、市内全域に対 し避難指示を発令しましたが、それでもなお、多くの市民が避難をしなかったとのことでした。

幸いにも人的被害はありませんでしたが、このような結果は誠に残念なことであり、日ごろからの備えや自助と共助に対する意識の向上を図るためには、定期的な訓練の実施を含め、適宜、 啓発していくことが非常に重要であると感じた次第であります。

執行部におかれましては、避難所開設等の情報をあらかじめ代表者に通告しておくなど、自主

防災組織と密接なる連携を図っていただきますよう、具体的なアクションを起こしていただき、 なおかつ実効性のある組織として確立させるよう、積極的な啓発活動と指導・助言を行っていた だきたいと思います。

次に、議会だよりに連載しております防災コーナーでは、共助のための自助、風水害や地震に対する備えなど、また、第50号からは掲載枠を1ページに拡大させていただき、委員会としての啓発活動を行ってまいりました。

まずは、いかに自分の身を守るかが大切であり、それが防災・減災につながる大きなポイントであると考えます。

なお、津久見市では、平成24年に社会福祉協議会と災害ボランティアセンター設置及び運営 に関する協定を締結しており、センターに市職員を1名派遣することで、情報提供、また資機材 の確保、救援物資の在庫管理、被災状況などをスムーズに伝達できるシステムを構築しており、 平成28年7月には、南海トラフ地震を想定した生活用水マップの作成にも着手しております。

本町におきましては、10月22日に発生いたしました大島大橋への貨物船衝突事故に起因する長期断水でもわかりますように、このような供給可能水源の位置情報を把握・整備しておくことは、日ごろからの備えとして、必要不可欠なものの一つであると考えますので、執行部におかれましてはマップの作成等、情報整備に向けての検討を始めていただきますようお願いするものであります。

次に、昨年の九州北部豪雨により甚大な被害を受けた、福岡県朝倉市の被災現場の視察をしま したので、その概況について報告いたします。

大分県日田市方面から朝倉市杷木地区に入りますと、山腹にはいく筋もの土砂崩れの痕跡が見られ、災害発生から1年近くが経過したにもかかわらず、筑後川の支流であります北川という河川沿いには、高さが5メートルにも達しそうな堆積土砂が当時のまま残っていました。

土砂が流入した果樹園では、樹木の立ち枯れを防ぐため、数十人の方がスコップを持ち、また 酷暑の中、人海戦術により土砂の撤去作業を行っておりました。さらには、大量の流木、また土 石流の影響により、もはや住める状況ではなくなった家屋も見られ、このような悲惨な現場は、 目を疑いたくなるような光景でありました。

大型ダンプなど、多くの工事関係車両が頻繁に通行している状況は、まさに今が復興・復旧の 真っただ中であり、被災者の方々が一刻でも早くもとの生活に戻れるよう、節に願う思いであり ました。

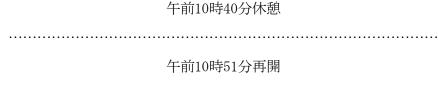
本町におきましては、ことし7月の集中豪雨により多くの方々が被害に遭われましたが、災害は忘れたころにやって来るのではなく、毎年やって来るという現実を真摯に受けとめ、日ごろからの備えと自助の重要性を改めて認識していただきたいと思います。

なお、日ごろからの備えに関し、執行部へのお願いですが、町内各所に存在している樋門、また陸閘、その他の排水施設等、これらの防災関係施設が、いつ何どきであろうとも100%の機能性を発揮するよう、年間を通じた定期的な保守点検とメンテナンスの実施を求めておきたいと思います。

最後になりますが、安心・安全な町づくりのため、この防災対策特別委員会をぜひとも継続させていただきたく、また、これまでの活動におきまして、御協力いただきました皆様方に対しまして、心より御礼を申し上げ、本委員会の代表としての報告とさせていただきます。ありがとうございました。

〇議長(荒川 政義君) 以上で、防災対策特別委員会尾元委員長の報告を終わります。大変御苦 労さまでした。

暫時休憩します。



○議長(荒川 政義君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第8. 議会広報編集特別委員会報告

○議長(荒川 政義君) 日程第8、議会広報編集特別委員会からの報告について、平成28年 12月7日から議会広報編集特別委員会に付託していたことについて、議長宛てに報告書が提出 されておりますので、机上に配付させていただいております。

議会広報編集特別委員会は既に活動任期を終えておりますが、新山委員長から報告をいただいております。委員長の報告をここで報告させていただいてもよろしいかお諮りをいたします。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

- ○議長(荒川 政義君) 異議なしと認めます。それでは、議会広報編集特別委員会新山委員長。
- **〇議会広報編集特別委員会委員長(新山 玄雄君)** それでは報告いたします。

平成28年12月の第4回定例会において、7人の委員による議会広報編集特別委員会が設置されました。委員会に付託された議会広報の編集・発行につきまして、委員会を代表して報告をさせていただきます。

当委員会は、議会活動を積極的に情報発信するとともに、議会だよりのさらなる充実について 調査・研究に取り組みつつ、伝える広報から伝わる広報へを目指し、第48号から第55号まで の編集と発行を行ってまいりました。

現在の発行部数は、1回につき1万200部となっており、編集作業にあたりましては、最も

重要となる表紙の写真選定に始まり、議員各位から提出された原稿のチェックと校正を行い、定 例会の翌月15日に発行することとなっております。

8回の発行全てが実質10日程度という、非常にタイトな編集スケジュールではございましたが、大きなトラブルもなく無事に発行することができ、御協力をいただきました関係各位に対しまして心より厚く御礼を申し上げます。

それでは、2年間における主な取り組みについて報告をさせていただきます。

まず、表紙につきましては、これまでの慣習にとらわれず、読者の目を引く写真を用いるよう 心がけ、記事の内容としましては、従来の定例会の概要、一般質問、防災コーナー等に加え、議 会活動への関心を高めるための新たな取り組みといたしまして、議員各位が出席をした会議や式 典、研修会や視察への参加、要請活動等、これらを時系列にした議会活動報告を掲載できたこと は、我々の活動の一端を多くの方々に知り得ていただけたものだと思っております。

また、第42号から継続されております防災コーナーにつきましては、第50号からは紙面を 1ページに拡大し、風水害や地震に対する備え等、防災対策特別委員会からの啓発記事を掲載さ せていただきました。

次に、委員の派遣についてですが、全国各地から町村議会議員が参加して開催されました、全 国町村議会広報研修会の概要から報告させていただきます。

平成29年度におきましては、広報コンサルタントである小田順子氏からの、わかりやすく書くテクニック、伝わる文章の書き方について、編集作業において重要視すべき、読みやすく、理解しやすい文章の作成等についての講演を拝聴し、続いて、広報アナリストである吉村潔氏からは、議会広報のさらなる活性化として、電子媒体による議会広報誌の可能性についてのお話があり、急速に進む近年の情報発信の変革に感じ入ったところでございます。

なお、町村議会広報全国コンクールに関しては、編集体制、企画と構成、編集とデザイン、言語と文章、表紙の写真という5つの観点から、最優秀賞に輝いた広報誌について具体的な解説があり、読みたくなるという重要性をより深く理解することができた次第です。

また、今年10月9日に開催されました研修会におきましては、朝日新聞メディアプロダクション校閲事業部長の前田安正氏から、読み手に伝わる文章の書き方と題した非常にわかりやすい講演があり、次に、株式会社コンセント・アートディレクターの筒井美希氏から、デザインの力でもっと伝わる議会広報誌にという講演がありました。その具体的なお話は大いに参考になったところでございます。

また、本年度のコンクールで最優秀賞及び優秀賞に輝いた広報誌の評価につきましては、両者があわせ持つ光彩を放つ編集力について、非常に詳しい分析と解説を拝聴することができ、我々は紙面づくりの原点に立ち返ることができました。

続きまして、昨年度は周防大島町が会場を引き受け、今年度は、先般11月16日に和木町で 開催されました、山口県町議会議長会が主催する広報研修会について報告いたします。

この研修会には本町のほか、和木町、上関町、田布施町、平生町から、議会広報の実務を担当する議員と事務局職員が参集し、読んでもらえるための工夫、住民参加型の記事、町民の意見をくみ取る機会、若者や子育て世代に読んでもらうための工夫と企画等について、多くの情報交換を行ったところでございます。

この2年間、これらの研修会に参加できましたことは、我々の知見を深めるとともに、今後の 活動にも大いに役立つことと思います。

最後になりますが、議会だよりを読んでいただくためには、まずは手に取って見てもらうことが重要であります。今後もさらなる充実を目指し、より多くの方々に関心を持っていただける議会だよりが発行できますよう祈念いたしまして、議会広報編集特別委員会を代表しての報告とさせていただきます。

○議長(荒川 政義君) 以上で、議会広報編集特別委員会新山委員長の報告を終わります。大変 御苦労さまでございました。

日程第9. 猪対策特別委員会報告

〇議長(荒川 政義君) 日程第9、猪対策特別委員会からの報告を求めます。

平成28年12月7日から猪対策特別委員会に付託していた調査・研究について、議長宛てに 報告書が提出されておりますので、机上に配付させていただいております。

猪対策特別委員会は既に活動任期を終えておりますが、小田委員長から報告をいただいております。委員長報告を求めることについてよろしいかをお諮りをいたします。いかがでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

- 〇議長(荒川 政義君) 異議なしと認めます。それでは、猪対策特別委員会小田委員長に報告を 求めます。
- **〇猪対策特別委員会委員長(小田 貞利君)** 猪対策特別委員会を代表いたしまして、本委員会に おける活動を通じた意見等を踏まえ、御報告を申し上げます。

猪対策特別委員会は、近年、人災こそ発生していないが増大をしているイノシシをこれ以上拡大させないため、調査・研究を行うことを目的として、平成28年12月の第4回定例会において設置され、活動を行ってまいりました。調査結果につきましては、お手元に配付しております報告書のとおりであります。

本委員会は、2年間にわたる任期の中で5回の委員会を開催し、第1回委員会においては、農 林課から町内における被害の現状、食性、捕獲の体制や方法について説明を受けました。 他市町での対策事例として、音や光、オオカミの尿のにおいなどで寄せつけない対策や、集落と山林地との境界のやぶを伐採したり、人家と山林の境界に防護柵を張りめぐらせたりと、あらゆる対策事例の説明をいただきました。

しかし、防護に関しては音や光、においには慣れ、電気柵や防護柵はすり抜けの知恵を身につけ、なかなかうまく対処ができないとのことでありました。

このことを受け、被害をなくすことは非常に困難であることから、特別委員会での調査・研究 内容を、被害を拡大させないための対策として、捕獲と防護とすみ分けを中心とした対策につい て研究を行うことと決定をいたしました。

第2回目の委員会では、町から委託により、イノシシの食性に係る調査・研究を行っていただいている、山口大学農学部の細井栄嗣准教授と5名の学生さんによるイノシシの生態について講演をいただき、イノシシの繁殖、生活行動、食性と他の自治体での対策についてお話を伺いました。

その説明の中で、周防大島町は広大な山間林地に竹が繁茂し、餌となるタケノコや木の実も豊富なことから、捕獲や防護、生息地管理に困難な課題があることを理解しました。

また、繁殖を抑制する方法として、ホルモン剤や駆除剤等を口からの摂取により、個体数の減少を図ることができないのか等についても質問を行いましたが、薬剤を使うことはイノシシだけを狙うことができず、他の生態系への影響が大きいため実施はできないとのことでありました。これらのことから、個体数の減少を図ることは容易なことではないことが理解できました。

第3回目の委員会では、増大する被害への対応として、農林課に編成された有害鳥獣対策班の活動や町内における被害の状況、電気牧柵や金網等による防護対策について説明を受けました。 このときには、各総合支所長にも出席をいただいた上で、住民からイノシシ被害や防護柵の設置など相談を受けた際には、総合支所でも丁寧に対応いただけるようにお願いをいたしました。

第4回目の委員会では、イノシシの処分の資源としての活用事例について農林課から説明を受け、先駆的にそれらの対応に取り組んでいる自治体への先進地視察を行うことを決定いたしました。

その後、農林課で先進事例を選定していただき、捕獲については唐津市、ジビエ等の資源の活用については下関市、この2つの自治体での取り組み事例を視察いたしました。

唐津市では、本町と同様に、対策の柱は放任果樹園や収穫物残渣の適正処理、草木の伐採除去による緩衝地帯を設けることによるすみ分け、また、効果的に防護柵を設置し管理する防除、それら2つの対策を推進することでの効果的な捕獲を基本としていることでありました。

唐津市においても山間林地が広大な中で、平成29年度の捕獲頭数が5,881頭で、そのうち約90%が箱わなによるものであるということで、大変に驚いたところであります。

次に視察した下関市では、みのりの丘ジビエセンターで、捕獲したイノシシの解体処分と活用 について研修をいたしました。下関市ではシカの捕獲数が多く、シカ肉はジビエとしての市場 ニーズも高く商業ベースに乗せられるが、イノシシについてはイノシシ肉として販売していると ころが多数あるため、商業ベースに乗せることは困難とのことでした。

これらの研修を受け、猪対策特別委員会では、全町を挙げてあらゆる取り組みを複合的に取り 組まなければならないとの結論に至りましたので、何点か今後の取り組むべき事項について提言 をいたします。

まずはじめに、捕獲に関しては、狩猟免許取得者に依存していることから、行政が免許取得や 免許更新に対する費用助成を充実することにより、現在、100人前後である狩猟免許取得者を 消防団等地域の組織に働きかけ狩猟チームを増やすこと。また、免許取得や更新講習についても 町内で実施できるよう関係機関と調整を行うこと。

捕獲の方法については、先進地である唐津市では全捕獲頭数の90%を箱わなで捕獲しており、 誘引する餌の配合ノウハウで同じ場所で何頭も捕獲していることから、安全な箱わなによる捕獲 技術を高めるため、同市から講師を招き、捕獲講習会を実施する。

次に、捕獲後の処理と活用について、捕獲後の殺処分が最大の課題であるため、高圧電流による補殺器について町で購入整備をし、必要時、支所等で貸与できるようにすること。

防護とすみ分けについては、耕作者の高齢化や相続人の不存在による放任みかん園や竹林の拡大が周年を通じ、イノシシの餌場となっている現状があるため、個人が所有するみかんや柿などは全て収穫することや放任園の伐採等、適正な管理を行い、果実残渣を農地や山林に捨てない。拡大する竹林の減少対策を講じる。

さらに、管理者の不存在により管理が困難になるものについては、行政のみならず自治会、住 民と一体となった取り組みによる対策を講じること。イノシシの個体数の減少を目指し、すみ分 けを図る。

また、高齢化が進んでいることから、住民からイノシシ被害や捕獲、防護に関する相談に対し、 担当課である農林課のみならず各総合支所において親切丁寧な対応を行い、可能な限り援助を行 うこと。

最後に、イノシシ対策以外に新たな害獣として、ヌートリアが小松地区、椋野地区の本町西部域で捕獲されたことや、隣の柳井市大畠では猿の生息が確認されていることから、これらが新たな脅威とならないよう、柳井市との連携により早期の対策を講じられるよう申し添え、猪対策特別委員会の報告といたします。

○議長(荒川 政義君) 以上で、猪対策特別委員会小田委員長の報告を終わります。大変御苦労 さまでした。

日程第10. 常任委員会委員の選任について

○議長(荒川 政義君) 日程第10、常任委員会委員の選任についてを議題とします。

地方自治法第109条第1項の規定により、条例で常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会を置くことができます。委員会条例第2条の規定により、常任委員会は3委員会で構成され、総務文教常任委員会7名、民生常任委員会7名、建設環境常任委員会7名と定められております。選任の方法は、委員会条例第7条第4項の規定により、議長が会議に諮って指名することとなっておりますので、皆様から希望をとり、調整し、選任をいたしたいと思います。御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(荒川 政義君) 異議なしと認めます。よって、皆様から希望をとり、調整し、選任をいたします。

ただいまから配付いたします用紙に、第1希望、第2希望を御記入され、提出願います。

[常任委員会希望記入用紙を配付]

○議長(荒川 政義君) 御希望の委員会を書かれた方は、そちらの演台に箱がございますので、 それに入れて御提出をお願いいたします。

全員、提出いただけましたでしょうか。

それでは、暫時休憩をいたします。

次の会議は調整のあと再開いたします。

午前11時12分休憩

午前11時21分再開

○議長(荒川 政義君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

常任委員会の選任につきましては、全員希望のとおり、次のとおり決しましたので、事務局より朗読させます。

〇事務局長(舛本 公治君) それでは、座ったままで申し訳ありませんが、報告をさせていただきます。

総務文教常任委員会に7名の委員さんでございます。久保議員、新田議員、吉村議員、砂田議員、尾元議員、新山議員、荒川議員、以上の7名です。

民生常任委員会7名、松井議員、吉村議員、藤本議員、新田議員、砂田議員、吉田議員、尾元 議員、以上、7名でございます。

建設環境常任委員会、7名の委員さんでございます。平野議員、田中議員、藤本議員、新山議

員、中本議員、久保議員、小田議員。

以上でございます。

○議長(荒川 政義君) 事務局長の報告のとおり、選任とさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

次に、各常任委員会は正副委員長の互選をお願いいたします。

暫時休憩します。

午前11時22分休憩	

午前11時36分再開

○議長(荒川 政義君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

各常任委員会の正副委員長の互選の結果が通知されておりますので、事務局長より朗読させます。

○事務局長(舛本 公治君) 座ったままで失礼いたします。

それでは、各常任委員会の正副委員長を御報告いたします。

総務文教常任委員会委員長、久保雅己委員でございます。副委員長、新田健介委員でございます。

民生常任委員会委員長、松井岑雄委員でございます。副委員長、吉村忍委員でございます。

建設環境常任委員会委員長、平野和生委員でございます。副委員長、田中豊文委員でございます。

以上でございます。

○議長(荒川 政義君) それでは、各常任委員会の委員長、副委員長におかれましては、よろしくお願いを申し上げます。

日程第11. 議会運営委員会委員の選任について

○議長(荒川 政義君) 日程第11、議会運営委員会委員の選任についてを議題とします。

委員会条例第4条の2第2項の規定により、委員定数は6名であります。

選任の方法は、委員会条例第7条第4項の規定により、議長が会議に諮って指名することとなっておりますので、調整し、選任をいたしたいと思います。御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(荒川 政義君) 異議なしと認めます。

暫時休憩をします。

午前11時38分休憩

.....

午前11時40分再開

○議長(荒川 政義君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

議会運営委員の選任につきましては、いろいろ検討いたしました結果、次のとおり決しました ので、事務局長より朗読させます。

○事務局長(舛本 公治君) それでは、座ったまま失礼します。

報告させていただきます。議会運営委員会委員さんを申し上げます。新山議員、藤本議員、砂田議員、平野議員、松井議員、久保議員、以上の6名でございます。

○議長(荒川 政義君) 議会運営委員の皆様につきましては、これから議会運営につきましてよるしくお願いをいたします。

次に、議会運営委員会の正副委員長の互選をお願いいたします。 暫時休憩します。

午前11時41分休憩

午前11時53分再開

○議長(荒川 政義君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

議会運営委員会の正副委員長の互選の結果が通知されておりますので、事務局長より朗読させます。

○事務局長(舛本 公治君) 座ったままで失礼します。

議会運営委員会の委員長さん、副委員長さんを報告させていただきます。委員長、新山玄雄委員でございます。副委員長、藤本淨孝委員でございます。

以上でございます。

○議長(荒川 政義君) 委員長、副委員長におかれましては、今後とも議会運営について、よろしくお願いを申し上げます。

日程第12. 提案理由の説明

- ○議長(荒川 政義君) それでは日程第12、提案理由の説明について、町長から議案の説明を 求めます。椎木町長。
- **〇町長(椎木 巧君)** それでは、改めまして提出議案の概要につきまして御説明を申し上げます。

本定例会に提案いたしております案件は、補正予算に関するものにつきましては、特別会計を 含めまして11件、条例の改正に関するものについて2件、指定管理者の指定が1件と、工事の 請負契約の締結に関するものが1件の、合計15件であります。

議案第1号は、10月22日未明に発生いたしました大島大橋損傷事故に係る応急経費を措置するため、平成30年度一般会計補正予算(第5号)を専決処分により処理したことについて、議会の承認をお願いするものであります。

議案第2号は、大島大橋損傷事故により特に影響の大きい観光業や農林水産業等への支援を効果的かつ総合的に行う周防大島復興支援パッケージを山口県とともに実施する経費を措置するために、平成30年度一般会計補正予算(第6号)を専決処分により処理いたしましたことにつきまして、議会の承認をお願いするものであります。

議案第3号は、平成30年度一般会計補正予算(第7号)であります。

既定の予算に2億7,354万8,000円を追加し、予算の総額を158億3,863万7,000円とするものであります。

議案第4号は、平成30年度国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)でございます。

既定の予算に712万2,000円を追加し、補正後の予算の総額を30億5,955万8,000円とするものであります。

議案第5号は、平成30年度後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第2号)についてであります。

既定の予算に20万2,000円を追加し、補正後の予算の総額を4億7,354万2,000円とするものであります。

議案第6号は、平成30年度介護保険事業特別会計補正予算(第2号)についてであります。 保険事業勘定の既定の予算から679万円を減額し、補正後の予算の総額を35億9,811万 5,000円とするものであります。

議案第7号は、平成30年度簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)についてであります。 既定の予算から407万4,000円を減額し、補正後の予算の総額を3億5,361万7,000円とするものであります。

議案第8号は、平成30年度下水道事業特別会計補正予算(第2号)についてであります。 既定の予算から556万8,000円を減額し、補正後の予算の総額を14億7,649万 2,000円とするものであります。

議案第9号は、平成30年度農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)についてであります。

既定の予算に311万7,000円を追加し、補正後の予算の総額を3億2,570万円とする ものであります。

議案第10号は、平成30年度渡船事業特別会計補正予算(第2号)についてであります。

既定の予算から235万3,000円を減額し、補正後の予算の総額を8,985万5,000円とするものであります。

議案第11号でありますが、平成30年度水道事業企業会計補正予算(第2号)についてであります。

収益的収入及び支出、資本的収入及び支出等の予算を補正するものであります。

議案第12号周防大島町一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正は、職員の昇給基準について人事評価結果を活用するとともに、山口県人事委員会による一般職の給与等についての勧告に伴う条例の一部改正、これに伴う船舶職員の給与等の条例改正、議会議員及び町長等の期末手当に係る条例の一部改正を行うものであります。

議案第13号周防大島町公民館条例等の一部改正は、公民館等の文教施設の使用料について、 施設間や地域間において差異のある状況を是正するとともに、利用者の負担を抑え、わかりやす い利用体系に改めるため、条例の一部改正を行うものであります。

議案第14号は、周防大島町サン・スポーツランド片添、周防大島町片添ケ浜温泉遊湯ランド 及び周防大島町青少年旅行村の指定管理者の指定についてお諮りするものであります。

議案第15号は、平成30年度道の駅サザンセトとうわ増築工事について、大字久賀の藤川建 設株式会社と工事請負契約を締結することについて、議会の御議決を求めるものであります。

以上、議案等の概要につきまして御説明申し上げましたが、詳しくは提案の都度、私または関係参与が御説明いたしますので、何とぞ慎重なる御審議の上、御議決を賜りますようよろしくお願いいたします。終わります。

○議長(荒川 政義君) 以上で議案の説明を終わります。

日程第13. 議案第1号

○議長(荒川 政義君) 日程第13、議案第1号専決処分の承認を求めることについて(平成30年度周防大島町一般会計補正予算(第5号))を議題とします。

補足説明を求めます。中村総務部長。

○総務部長(中村 満男君) 議案第1号平成30年度周防大島町一般会計補正予算(第5号)の 専決処分の承認を求めることについて、補足説明をいたします。

去る10月22日未明にドイツの海運会社所有の貨物船が大島大橋に衝突し、橋に大きなダメージを与えるという過去に例を見ない事故が発生し、当面の生活路線の確保や給水活動等に要する経費を予算化する必要が生じました。

しかしながら、議会を招集する時間的余裕がございませんでしたことから、議案書3ページの とおり、10月23日に地方自治法第179条第1項による専決処分を行いましたので、同条第 3項に基づきこれを報告し、議会の承認をお願いするものでございます。

5ページをお願いたします。

今回の補正は、第1条に定めますとおり、既定の歳入歳出予算の総額に1億1,916万9,000円を追加し、予算の総額を155億3,126万2,000円とするものでございます。 その概要につきまして、事項別明細書により御説明いたします。

11ページをお願いたします。

歳入につきましては、17款繰入金、財政調整基金1億1,916万9,000円を取り崩し、 今回の補正予算に係る財源調整を行っております。

歳出につきましては、12ページをお願いたします。

8 款消防費1項消防費4目災害対策費に、弁護士による法律相談経費や給水用具、臨時船の借上げ経費や応援に来ていただいております各市町への応援給水活動負担金をはじめとする、今回の災害対策に要する経費について計上をいたしております。

以上が、平成30年度周防大島町一般会計補正予算(第5号)についての概要でございます。 何とぞ慎重なる御審議の上、御承認賜りますようお願いいたしまして、補足説明を終わります。

- **〇議長(荒川 政義君)** 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑はございませんか。吉村議員。
- ○議員(3番 吉村 忍君) 吉村です。今回の専決処分ですが、専決処分は町村長が議会の議 決すべき事件において、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかで あると認められるときに専決処分ができるとあります。

今回本当に時間的余裕があったのか、なかったのか、疑問は残るところではありますが、処分をされたあとでございますので、特にその点については何も言えないかと思いますが、ただ、10月23日の時点で、本当にこれだけのことが予測できていたのかどうか、これは少し疑問に思います。

専決であるならば、せめてもっと詳しい説明が欲しかったのですが、それぞれの項目について お伺いします。

まず、こちらの議案説明資料のほうから、議案第1号資料です。一番上の弁護士相談会費用、 これ1回で100万円ということなんでしょうか。

2番目の給水用具、水代等についてです。給水用具とは何をいくつ購入したものか。水代等の 等とは何でしょうか。

次の、臨時船・給水車燃料費等993万5,000円、これは全て町の負担になるんでしょうか。燃料費込みのチャーターではなかったのでしょうか。

そして次の、応援市町職員弁当代162万5,000円、これも弁当支給をしなければいけな

いという取り決めがあるのでしょうか。

次の、防災メール追加登録分7万2,000円、何件の追加登録がこのたびあったのでしょうか。

一つ飛びまして、水質検査手数料325万円、何件の水質検査を実施し、その結果はいかがだったのでしょうか。

そして次の、給水船手数料360万円、しゅうなんポートサービス給水船、呉市給水船、それ ぞれの手数料について教えてください。

一つ飛びまして、臨時船等借り上げ料1,193万5,000円、3隻それぞれの借り上げ料について教えてください。

次の、仮設トイレ設置経費81万円、これはどこに何基を設置したものでしょうか。 最後の、各市町への負担金6,280万円、この算出根拠、以上御教示をお願いします。

- 〇議長(荒川 政義君) 中村総務部長。
- ○総務部長(中村 満男君) 済みません。質問項目が多すぎて、もし漏れがありましたらまたそこは御指摘ください。

それではまず、報償費でございます。法律相談の弁護士等の謝礼につきましては、私どもが想定しておりましたのは、10名程度の弁護士さんに2回程度説明会等を開いていただければというところで、延べでいくと20名程度で組んだ予算が総額100万円でございます。

それと、給水用具というのはどういうものかという、これは給水ポンプであったり、ポリタンク、ローリータンク、給水栓、これは蛇口ですけども、それから給水ホース、その他ロープ等とかいうことを想定をしております。

また、そのほかにもペットボトルの水でございます。ペットボトルの水が約500ミリリットルで10万本程度予算計上させていただきました。これは100円として1,000万円程度になっているのではないかと思っております。

また、ウォーターバックであったり、消毒液、体拭きシート、携帯トイレ、また、実際に給水 船で運んで来ていただきました水、給水用の水、これを消耗品のほうに計上しております。

次に、燃料費でございますが、これは船を3艇、臨時運行用の船を3艇ほどチャーターさせていただいております。燃料費は別ということで契約させていただくこととして、この燃料費を計上しておるところでございます。

そのほかにもこの燃料費の中には、高速艇、緊急時に病人等を輸送する、橋が通行止めとかになれば、当然ながら救急車も走りませんし、夜間であればドクターへリも飛ばないというようなこともございますので、そういったところで高速艇等を確保させていただきました。これについての燃料費等もここに含まれています。

さらに、発電機がもし必要なことがあれば、発電機等の燃料費もここで計上するというところ、 また、各市町から応援いただきました給水用車両の燃料、町内で動きますので、その燃料費につ きましてもここで計上させていただいております。

それと、食糧費の他市町からの応援職員へ対する弁当、これは応援をやっていただくのは日水 協の方に手配していただきまして応援をいただいておるんですが、この要綱の中でも職員につい ては地元が用意するという規定があるようでございます。

防災メールについては、後ほどまた総務課長のほうから答弁をさせてもらいます。

次に、手数料でございます。水質検査の手数料でございます。予算要求上は500件を計上させていただきました。実績といたしましては、検査希望が418件ございました。418件の要望がございました。

あとは、船の用船の、これは臨時船ですけども、臨時船の用船の単価は、一番大きい船で 10万円と7万円、待機、人数が少ないときもございますので、待機においてはその半額という ふうにさせていただいて、7万円の半額の3万5,000円というふうにさせていただいており ました。

仮設トイレにつきましては、済みません、ちょっと実績を掴んでいない。また後ほど数字を述べさせていただきたいと思います。

以上で、私のほうから報告は終わらせてもらいます。

- 〇議長(荒川 政義君) 佐々木環境生活部長。
- ○環境生活部長(佐々木義光君) 私からは、先ほど御質問ありました負担金の算出根拠について お答えいたします。

先ほど申しましたように、日本水道協会要綱等にございますけど、この算出根拠につきましては、前回の負担金を参考に、今回50日として算出しております。

以上でございます。

- 〇議長(荒川 政義君) 岡本総務課長。
- ○総務課長(岡本 義雄君) 吉村議員さんの御質問にお答えします。
 防災メールの追加登録件数は、4,000件を想定しております。
- 〇議長(荒川 政義君) 吉村議員。
- ○議員(3番 吉村 忍君) ありがとうございました。毎回のことなんですが、議案説明資料について、もっともっと詳しく、一々質問をしなくて済むような資料の提出を、以降お願い申し上げます。

以上です。

○議長(荒川 政義君) ほかに質疑はございませんか。田中議員。

○議員(5番 田中 豊文君) まず、この予算の中で、中でというか予算額で、執行率は 100%ということでよろしいのかどうか確認をさせてください。

それから船舶、先ほど御答弁がありましたが、3隻借り上げたというんですか、ということで、この3隻に、小松港に日本海上防災の船が停泊していたと思うんですが、この船も含まれているのか。この船が何回、どういう目的で運行されたのか御答弁をお願いいたします。

それともう一点、消耗品費についても御答弁がローリータンクとかポリタンクなどを買われたということなんですが、消防団にローリータンクとポリタンクが配付されていると思いますが、これの実際に使われた使用率というんですか、活用された割合がどの程度だったのか御答弁をお願いいたします。

- 〇議長(荒川 政義君) 中村総務部長。
- ○総務部長(中村 満男君) まず、予算の執行率100%を見込んでいるのかということでございますけれども、申し訳ございません、まだ整理しているところでございますので、当初、50日という想定でやっておりますので、日数がそれほどかかっておりますから、ある程度、執行率は高いんだろうとは思いますけれども、100%ではないというふうには思っております。

それと、小松港に配備しておりました日本海上防災株式会社からの支援の船でございます。これは、実は、先ほどの臨時船の3艇には含まれておりません。と申しますのも、この船につきましては、燃料費は必要でございましたけれども、その船の要請については無償ということで御提供いただいておりましたので、これには含まれておりません。

運行状況につきましては、後ほど、また総務課長のほうから答弁させていただけたらと思います。

消防団へ、支援のいる方へ水を配付していただきたいという要請を行いまして、そのための機材、ポリタンクであったり、ローリータンクであったりというのは配備させていただきましたけども、それにつきましても、使用率等については、まだ整理ができておりませんので、整理ができましたら、また何かの機会で報告させていただいたらと思います。申し訳ございません。

- 〇議長(荒川 政義君) 中村総務部長。
- ○総務部長(中村 満男君) それと、先ほどの日本海上防災株式会社からの御提供いただいた緊急予備船なんですが、これの利用についても、済みません、そこもちょっと整理できていないところで申し訳ないんですけれども、夜間の救急搬送が準備を含め2回あったというふうに、私どもは把握しております。

その他につきましても、橋が通行止めになった際に、こちらにどうしても来ていただかなきゃいけない約束事があったりしますと、それに合わせて緊急船を出していただいて、人を運んでいただいたというのが数回あったように思っております。

- 〇議長(荒川 政義君) 田中議員。
- ○議員(5番 田中 豊文君) それでは、100%の執行率じゃないということなんですけど、 弁護士の相談会、これは実際の開催回数と場所、これを御答弁ください。

それから、今、日本海上防災の船舶、救急2回はいいんですけど、約束事で人を運んだという のがよくわかりませんけど、どういう方を運んだのか。前にお聞きしたときには、緊急患者の輸 送以外に使うことはないという説明がありましたが、その辺ちょっと確認をさせてください。

それから、消防団のポリタンクなんですけど、整理中ということなんですけど、これも一律 5 9 分団に全部配付されたということなんですけど、この辺が整理中というか、その辺は実際に 使われていないところもあると確認しておりますので、その辺をもっと効率的な配付というんで すか。

要するに、私が言いたいのは、全般的に今回の災害対応を見て、必要なところに必要な道具が、 用具が配布されていなかったんではないかというような気がしますので、その辺の観点からもう 少し詳しい、納得のいくような御答弁をお願いいたします。

- 〇議長(荒川 政義君) 椎木町長。
- ○町長(椎木 巧君) 10月22日の災害発生時の翌日に予算を専決処分しておるわけでございますので、当然のことながらこの今回の補正第5号につきましては、非常にアバウトな予算の計上方法だというふうに私も思っておるところでございます。

今、いろいろ総務部長のほうから答弁がありましたように、例えば法律相談会の弁護士費用につきましても、10名の弁護士を2回ほど説明会なり、また、相談会をやるというふうなアバウトなものでございまして、今現在、まだ代表者会議、例えば農協、漁協、商工会、そして観光協会、これらの幹部といいますか、代表者の方々を集めて相談会を1回やっておりますが、それ以外に、先ほどの私の行政報告でもありましたように、年内に事業者の方、そしてまた個人の方々への説明会等につきましては、今、日程調整を既に進めておるところでございまして、それも、それぞれの何会場でどこでやるかという、今、詰めをやっておるところでございます。

ですから、実際に10名の弁護士が2回というのは、予算を計上するときのアバウトな数字で ございますので、当然ここでは執行率もまだ悪いし、3月末までの予算ということでございます ので、そういう精緻なことはできていないというのが現実でございます。

もう一点、日本海上防災株式会社の緊急用の船ということでございますが、一つには、例えば 救急車は、緊急車両に実は指定されておったんですが、5メートル以上の風が吹いてしまうと通 行止めになります。通行止めになってしまうと救急車も通れないということになりますので、そ れじゃあ救急患者はどうするのだということが大変問題になりました。

救急患者は、それが仮に夜であった場合には、ドクターヘリも飛ばないということになります

ので、何らかの措置をしなければならない。椋野から柳井港に抜ける連絡船は、当然のことなが ら24時間やっておるわけではありませんので、そうしたときの救急患者の搬送はどうするのか ということでして、それらについてやったと思います。

そして、どういう緊急の、救急以外のそれを使ったのかということでございますが、例えば、町の職員とか、県の職員とかが、どうしても今、現実にやらなければならないというような部分もあります。実は、私も一度乗っておるんですが、それはどうしても緊急を要して、実は橋が止まっておるというような部分については、そういう活用が必要であろうということで、そのような活用も想定しておったというふうに思いますので、今回の予算計上をしておるもの自体は非常にアバウトで、なおかつ、今現在の執行率につきましても、そういう精緻なことがまだ出ておりませんし、仮にこれが最終的に3月の末で清算してみたら、どのようになっておるかということになりまして、最終的には余剰があれば削減するという補正予算を組みたいと、こういうふうに思っておるところでございます。(発言する者あり)

〇議長(荒川 政義君) 椎木町長。

○町長(権木 巧君) 消防のことでございますが、消防56分団ですよね、たしか。56分団の消防団に全てローリータンクを貸与するという形になったんですが、実はこれも、非常に、当初から予定しておったことではなかったと思うんですが、実はケアマネージャー、民生委員さん、自治会長さん、そしてまたそれぞれの総合支所、これらの会議の中で、やはり民生委員さんとケアマネージャーだけでは、やはり対応できない分野が相当残っておるというような協議がどんどん進みまして、それで消防団の幹部の方にも入っていただき、そして消防団の幹部からは各消防団の分団に、そして民生委員さんからは民生委員さんと自治会とで協力ができないかというようなことを協議をいただきまして、その4者での協議が整った上で、それぞれの団体に、そのような団長から、または民生委員協議会の会長さんから、また、自治会連合会の会長さんから、それぞれの団体の代表者の皆さん方、代表者というか、地区の代表者の皆さん方にそういうお願いの指令を出していただきました。

そういうことでございますので、消防団で活用されておるとこと、実は活用されていないとこというのも私も聞いておりますが、それをきちんと選別して、必要なとこだけにそれを配付するというのが本来一番いいと思いますが、あの時点ではそのようなことまでしておる時間的余裕もないし、できるだけ早くそれをやってほしいということで、ローリータンクは全ての分団に配付をいたしましたということであります。(発言する者あり)

〇議長(荒川 政義君) 中村総務部長。

○総務部長(中村 満男君) 先ほど町長が申しましたとおり、法律相談については、まず一度ほどうちの顧問弁護士の事務所において、その事業団体の幹部の方に集まっていただいて、法律も

含め損害賠償等についてどういうことが考えられるかというような相談を一度行っております。 ですが、正式にこの予算を組むときに考えておりました住民向けのというところにつきまして は、今後やっていきたいというところで、まだそれは決まっておりません。

決まってはおりませんが、間もなく、弁護士さんと調整しておりますので、決まり次第御案内 をさせていただくということになろうかと思います。

- 〇議長(荒川 政義君) 田中議員。
- ○議員(5番 田中 豊文君) 要するに、弁護士の法律相談は1回だけという、今までやったのは1回だけということで、これからやっていくということなんで、これからのことはこれから予算を議決すればいいだけで、この10月23日に、この1億1,916万9,000円の全ての予算を専決処分する必要はなかったのではないかというふうに思いますし、先ほどの日本海上防災の船にこだわるわけじゃないですけど、私がその当時に確認したときには、救急輸送以外には使わないという御説明がありましたが、念押しをさせていただきましたが、それでも救急輸送以外は使わないということでありましたけど、実際には町長、それから県町職員の運搬のために使われたと。

それはそれで、目的があったんでしょうけど、もっと町民のために使う、有効活用ができたんではないかということを申し上げているわけで、それらについての必要な予算を、先ほども申しましたが必要なところに手当てをするという、そういう配慮というんですか、ことが欠けていたのかなというふうに思っておりますが、消防団のローリータンクもおっしゃるように、御答弁でありましたように、そのときには一律に配付するしかないということだったんでしょうけど、そうであればできるだけ、どれぐらいの活用率だったのかわかりませんけど、できるだけその活用率が上がるように、それを高める努力を、この災害期間中にするべきではなかったのかなというふうに思われますので、この専決処分、予算を投入したこと自体は特に異存はありませんけど、この専決処分自体に全てに合理性があるのかどうか、何か御答弁があればお願いいたします。

〇議長(荒川 政義君) 椎木町長。

○町長(椎木 巧君) 今、議員さんが御指摘の件は、考えてみれば一々ごもっともなことだと 思いますが、しかしながら、今回の非常事態の中ではそのような精緻な予算見積もりとか、また は想定が全くできていない段階でございました。

そして、それならば1億1,900万円の予算ではなくて、例えばもっと少額な予算で出しておいて、次から次に補正を組んでいけば、それだったら議会が開会できるんではないかということにつながるんではないかと思いますが、しかしながら、10月22日からの、言葉は悪いですが、どさくさの中でそのような精緻なことをしておる時間的余裕も、また、そのような考えをいたすことが当然できなかったという状況にあったということも御理解をいただきたいと思います。

それで、今お話がありましたように、例えば消防団のローリータンクにつきましても、消防団の団長から各幹部会、そしてまたそれぞれの分団に下ろしていただいて、そこでそれぞれの分団が本当に活用するかどうかということまできちんと状況把握できて、そしてまた本当に必要かどうかをやれば、それは当然そういう予算組みができたと思うんですが、しかしながら、当時は団長と民生委員協議会の会長と自治会連合会の会長と総合支所とで、協議の中で整えば、それですぐ指令を出していただき、そしてそれぞれの分団に下ろしていただくというところで、そのようなローリータンクを配付しようということに結論付けたわけでございます。

ですから、今おっしゃられるように、少し余裕があればそれぞれの分団に直接聞き取り調査を しながらでも、実際にそういう必要なとこ、必要でないとこというものについて選別ができたん ではないかというふうに思っておりますが、当時の状況は一刻も早くそのようなことに取り組め るところだけでもやっていただきたいということでございました。私たちもそうしなければ、実 際に相当に困っている方もたくさん出ておるということからして、そのような精緻なことができ なかったということにつきましては、おっしゃるとおりだと思いますが、実際には、あの状況の 中ではそういうことはできなかったんではないかというふうに思っております。

日本海上防災のことにつきましても、実は当初は私もそのように、救急患者が例えば消防車で来て、橋のところでストップになる。そしたら運ぶものがないということで、そのためにはぜひともということで、この日本海上防災の船につきましては、保安庁やそして海運局や、そして消防署との協議の上で、きちんとそれが救急患者が乗せられるものかどうかということも、きちんとそこもやっていただいて、検査していただいて、それでやっていったということでありますので、本来はそれに限定しているというふうに思っておりました。

しかしながら、状況はどんどん変わっておって、実際には橋が通行止めになっても、どうして もやらなければならないという状況もたくさん起こっておりました。そのときのためにも、それ は救急患者があるときは、それをやめてから行ったわけでは当然ありませんし、そういうことで ありますので、この非常事態の中では、いろいろ当初申し上げたことからどんどん日々変わって おるということもありますので、そこらは御容赦をいただきたいと思います。

○議長(荒川 政義君) ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- ○議長(荒川 政義君) ないようでありますので、質疑を終結します。
 これより、討論を行います。議案第1号、討論はございませんか。田中議員。
- ○議員(5番 田中 豊文君) 議案第1号につきまして、反対の立場で討論いたします。

本議案につきましては、大島大橋損傷関連予算でございますので、1億1,916万9,000円 の予算により、事故、断水対応にあたったこと自体に異論はございません。 しかしながら専決処分は、議会を開く時間的余裕がない場合など、やむを得ない場合に限って認められたものでありますので、その行使にあたっては極めて厳格で慎重な対応が求められることであることは言うまでもありませんし、議会を開いている間にその時期を失するような予算に限定して専決処分をしなければならないものと言えますが、本議案の中には、緊急性を要さない予算も含まれていると思われますし、町民の方が給水所からの水の運搬に苦慮する中、全体を通して対応は後手後手で、現場においては、必要なところに必要な予算が充てられていなかったことは否めないことであり、専決処分すべき予算かどうかは十分な検証が必要だと思いますので、本定例会において、本議会に代わって行った町長の意思決定の全てを認めるということはできないものであり、今後の検証を求めるために本議案は否決されるよう議員各位にも御賛同を求めまして、反対討論といたします。

- 〇議長(荒川 政義君) 次に、賛成討論、吉村議員。
- ○議員(3番 吉村 忍君) 議案第1号専決処分の承認を求めることについて、賛成の立場で 討論をいたします。

本専決処分は、地方自治法第179条第1項の規定により、町長が議会の権限に属する事項について、議会に代わって意思決定を行われたものであります。

地方自治法第179条第1項には、町長が議会の議決すべき事件について、特に緊急を要する ため、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認められるとき専決処分できると 定められております。

しかし、我々議会は昼夜をわかたず、いつ何時、招集に応じる準備はあり、臨時議会が招集されなかったことは誠に遺憾に思うところであり、全てを専決処分にする必要があったかについても疑問が残るところではありますが、町長が議会を招集する時間的余裕がないと判断され、臨時議会を招集せず、専決処分に踏み切られた御勇断を尊重し、本議案に対し賛成の意志を表明します。議員各位におかれましては、御賛同賜りますようお願い申し上げます。

O議長(荒川 政義君) 次に、反対討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(荒川 政義君) 賛成討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(荒川 政義君) ないようでありますので、討論を終結します。

これより起立による採決を行います。議案第1号専決処分の承認を求めることについて(平成30年度周防大島町一般会計補正予算(第5号))を、原案のとおり承認することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長(荒川 政義君) 起立多数であります。よって、本案は承認することに決定しました。

日程第14. 議案第2号

○議長(荒川 政義君) 日程第14、議案第2号専決処分の承認を求めることについて(平成30年度周防大島町一般会計補正予算(第6号))を議題とします。

補足説明を求めます。中村総務部長。

○総務部長(中村 満男君) 議案第2号、平成30年度周防大島町一般会計補正予算(第6号) の専決処分の承認を求めることについて、補足説明をいたします。

ドイツの海運会社所有の貨物船が大島大橋に衝突し、橋に大きなダメージを与えるという過去に例を見ない事故が発生し、当面の生活路線の確保や給水活動等に要する経費につきましては、 周防大島町一般会計補正予算(第5号)として10月23日付で専決処分を行い、予算化をさせていただきました。

山口県及び本町においては、貨物船の衝突で断水と通行規制が続き、観光客が激減するなど経済面で大きな打撃を受けている本町の復興支援策として、11月20日に周防大島復興支援事業を展開する方針について示しており、速やかに実施するために、早急に補正予算を編成する必要が生じました。

しかしながら、議会を招集する時間と余裕がございませんでしたことから、議案書3ページの とおり、11月20日に地方自治法第179条第1項による専決処分を行いましたので、同条第 3項に基づきこれを報告し、議会の承認をお願いするものでございます。

5ページをお願いいたします。

今回の補正は、第1条に定めますとおり、既定の歳入歳出予算の総額に3,382万7,000円 を追加し、予算の総額を155億6,508万9,000円とするものでございます。

その概要につきまして、事項別明細書により御説明いたします。

11ページをお願いいたします。

歳入につきましては、17款繰入金、財政調整基金3,382万7,000円を取り崩し、今回 の補正予算に係る財源調整を行っております。

歳出につきましては、12ページをお願いいたします。

5 款農林水産業費1項農業費及び3項水産業費は、今回の大島大橋損傷により経営被害を受けられました、農林漁業者に対する貸付資金を無利子化にするためのセーフティネット資金利子補給補助金を新規に計上いたしております。

6款商工費1項商工費では、需要喚起支援といたしまして、割引率50%のプレミアム宿泊券 やフェリー乗船券を発行し、旅行会社の企画商品への助成を行うための周防大島観光需要創出支 援事業負担金2,660万円を、また13ページ、町内で使用できる割引率20%の割引クーポン券を発行するための周防大島復興応援店舗等利用助成事業補助金675万円をそれぞれ新規の計上でございます。

以上が、平成30年度周防大島町一般会計補正予算(第6号)についての概要でございます。 何とぞ慎重なる御審議の上、御承認賜りますようお願いいたしまして、補足説明を終わります。

- ○議長(荒川 政義君) 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑はございませんか。砂田議員。
- ○議員(4番 砂田 雅一君) 水産業費の農業費、それから水産振興費の中のセーフティネットの利子補給がありますが、利子補給によって貸し付けの利子がどうなるのか、100%補給されるのかどうか伺います。

それから商工費ですが、商工費の中の3,335万円は、おそらく復興支援パッケージの観光 産業への支援、これは県が2分の1、町が2分の1となっているので、町の2分の1が3,335万 円ということになると思いますが、この中身について説明をいただきたいと思います。

今、町民の方からは、何で町民が対象になっていないんだと、これは県の事業なので県が決めたことだろうと思いますが、町が一定の負担金を出す以上、町としても一端の責任があると思いますので、その辺の見解を伺います。

それから専決処分についてですが、1号は22日に事故が起こって23日付で専決しているので、これはしようがないような気がしますが、今回の20日付の専決ということは何か開けないという理由があったのかどうか、あるいは招集するのをためらったのか、開けないという理由が具体的にあれば御説明願いたいと思います。

- 〇議長(荒川 政義君) 林産業建設部長。
- **○産業建設部長(林 輝昭君)** 砂田議員さんの御質問にお答えいたします。

先ほどの利子補給の件ですが、これによって一応、借入利息はゼロという形になります。

そして、あとは3,300万円の中身、どういったことを実際に行うのかということでございますが、御存じだとは思いますけど、まず周防大島に要は観光客を呼び込みたい、来てもらいたいということで、まずは宿泊券の半額助成、これにつきましては1万円券と5,000円券、この券の発行につきましては主要なコンビニエンスストアでの発給、発行という形になります。

それと、同じく宿泊券なんですが、宿泊券につきましては取り扱い宿泊予約サイト、いろんな会社がございますが、そこの中に一部が入っているというふうに御理解いただけたらというふうに思います。

それと、あと渡船なんですが、今までは広島とか福岡とかいう、割と本州側と言ったらおかしいですけど、そちらに多く目を向けていたんですが、渡船を利用して周防大島町に来てもらおう

ということで、愛媛県のほうを主に対象にして、四国管内なんですが、それで三津浜と伊保田間のフェリー乗船券の4,000円券の半額助成ということになりますので、定額、ですから実際の乗船の金額とは若干ずれているところがあるかもしれませんが、半額助成というのがございます。

あと、臨時議会の開催については、ちょっとまたお願いします。

- 〇議長(荒川 政義君) 中村総務部長。
- **〇総務部長(中村 満男君)** 砂田議員さんの、専決についての御質問でございます。

実は、この事業はもちろん県と連携して行う事業でございます。それで、県のほうから、新たな取り組みとして、この事業を展開していきたいということの、一番最初の入りというのが、たしか11月の13日か、そのころだったと思っております。それから、県といたしましては11月の20日、県議会の運営委員会がある、それまでの間に事業調整を行っておったというところでございます。

私ども、同様の事業をやるわけでございますので、県との調整、また県は外部団体、商工会であったり観光連盟であったりというところの調整も、その間にやっておられたんじゃないかというふうに思っておりますので、そうしますと、私どもに事業が固まってきたのが16若しくは19日であった。ただ、県議会の議会運営委員会のほうに県としては予算案を出す以上は、うちといたしましても20日、県議会の議運の日でございますが、それまでには意思決定といいますか、というところを求められておったというところで、11月20日に専決の処分をさせていただきました。

もちろん口約束というのもあるのかもしれませんけども、ただ、意思を示すには予算化しておく必要があるという判断を私どもはさせていただきまして、11月20日の専決ということにさせていただきました。

そういうスケジュールの中でのことでございまして、議会を招集するいとまがなかったという ことを御理解いただけたらと思います。

- 〇議長(荒川 政義君) 砂田議員。
- ○議員(4番 砂田 雅一君) まず、セーフティネットについてですが、既に申し込みとかがありますでしょうか。それぞれのところで、農業、水産業で、もし申し込みがあれば、件数を伺います。

支援パッケージですが、プレミアム宿泊券はコンビニの機械でそれを出すと、それぞれのコンビニにありますけれども、この事業そのものが町外に対象、町外から町内に入ってくるということを目指している事業と、その趣旨はわかりますが、実際にはコンビニなんかで手続きをすることそのものは誰がやってもいいと、それは別に問わないということになるんでしょうかね。

例えば、町内の人が都会にいる人に対してプレミアム券を贈るとか、そういうものも、あるいは町内に住んでいることを証明する、あるいは町内ではないことを証明するとか、そういうことはなかなか不可能だと思いますが、そういうものは一切枠はかぶされていないというふうに理解していいのかどうか、お伺いをいたします。

それから、専決の問題ですが、県議会の議運にこれが決まっているのを提出したいということで、そこまでに明確にしたかったということのようですが、それは県議会のあとで、21日付での議会の議決ということでも技術的には不可能ではないと思うんですが、その辺はいかがでしょうか。

- 〇議長(荒川 政義君) 林産業建設部長。
- **○産業建設部長(林 輝昭君)** 御質問にお答えいたします。

まず、セーフティネット関係の融資は、現在、商工会系で3件ほど出ております。

それと、先ほどの宿泊券の申し込みなんですが、実はコンビニで購入するには申し込み番号というのがございます。それを各イベント、県等が実施するイベントで配布して、購入してもらうという形になります。これには、先ほど言いましたように、5,000円券と1万円券の2種類がございます。

その番号について、町外の人か町内の人かというのは、まず不可能だと思います。申し込み番号自体は全部共通ですから、一旦購入していただければ、制限することはできないというふうに思います。

- 〇議長(荒川 政義君) 椎木町長。
- **〇町長(椎木 巧君)** 専決処分を慎重に運用しなければならないということは、御指摘のとおりだと思います。

しかしながら、先ほど田中議員のときにも御答弁申し上げましたが、今回の11月の中旬あたりの状況というのは、非常事態であったという状況であると思います。そして、実は県もこのような復興支援パッケージを計画予定をどんどんして、12月、県で言えば11月定例議会に提出しよう、そして町にもそこの詰めをやっていこうということは既に11月の中旬に起こっておりました。

しかしながら、1つだけの支援パッケージではなくて、いろいろな団体、そしてまたいろいろなメニューというものをずっと精査しなければならないということからして、最終的には私が全体像を見て、そしてまた県との調整、そして最終的には県の幹部と町長で話してくださいというぐらいのところまで行かないと、総合的な支援パッケージの本当の財源負担というものがなかなかできてこない状況にもあったという状況も御理解をいただきたいと思います。

そこで、11月の16日に、私は大体の全容をお聞きしました。しかしながら、17、18日

が土日ということで、19日には最終的な決断をしなければならないという状況でございまして、11月の20日は県議会の議会運営委員会が開かれる日でございまして、当然のことながら町でもそうですが、議会運営委員会にはきちんとした予算書をつけて、それでもって議案の提出をするということでございますので、いくら遅くても19日、20日にはきちんとした町の負担部分が確実に歳入として行われるんだということを、先ほど部長が言ったように、口約束でもそれはいいのかもわかりませんが、私とすればきちんと県には町からの負担金が幾ら、ある部分の2分の1ということなんですが、全体で3,300万円ほどの町の負担をするということをきちんと示さなければならないというふうに思ったわけでございます。

そういうことからいたしますと、県議会の議会運営委員会に正式に議案として上がる、そして また議会運営委員会の中で予算書を皆さんが審議されて、議会運営での審議をする中で、実は町 のほうの負担は決まっておりませんということは言えないと思います。

そこからすると、それは11月よりずっと以前にそういうことが決まっておれば、私も議会を 開くいとまがないとは言えないと思いますが、しかしながら16日に聞いて、17、18が土日 と、19日、そのぐらい切羽詰まった状況で県も予算を取りまとめておるという状況の中では、 専決処分をするしか方法がなかったということで、議会を開くいとまがないということにやらさ せていただき、専決処分をしたわけでございます。

私は、決して専決処分をみだりに運用しようというようなことを思っているわけではございません。以前ありましたように、議会が開けるにもかかわらず、九州の鹿児島の辺りでは議会を開かずにわざわざ専決処分をして、いろいろなことを決めていっておったということで、大変大きな問題になったこともあります。

そういうことからして、それぞれの自治体の長とすれば、専決処分をみだりに乱用するというようなことは決してないと思いますし、私もそのようなつもりはなく、物理的に開くいとまがないということについて、今回の専決処分は御理解をいただけたらと思います。

- 〇議長(荒川 政義君) 砂田議員。
- ○議員(4番 砂田 雅一君) 19日にはほぼ線が決まっていて、20日には議運があったと、 議運にはそれを出したと。19、20日の動きが、16日にはそういう予定があったということ であれば、16日以前に町のこれこれこういう財源をもってこれだけ出すと、これだけ出すと言 っても、県の半分を自動的に出すわけだから、主に財源をどうするかということでもあると思う んですが、つまり中旬には町としての予算書が作れたんじゃないんですか、16日ごろには。そ の辺、最後に。
- 〇議長(荒川 政義君) 椎木町長。
- ○町長(椎木 巧君) 県と私たち町のほうと協議をしておるのは、11月の13日ごろには、

ある程度、アバウトな全体の案というものを見せていただいております。

それで、今おっしゃられたように、財源をどうするかということではなくて、財源は今の時点ですから財政調整基金を取り崩すしかないわけでございまして、財源ではなくて、歳出のほうの復興支援事業の中身をきちんと詰めて、私たちがどのような形で県と一緒になってから復興支援をやっていくのか、それが本当に周防大島町にとって意義のあることにならなければならないということからして、その中身について、情報発信、観光消費需要の喚起、そして事業者等の支援というふうに大きな3つに分けて、そしてどの部分に対して町が幾らの負担をするんだということを、実はいろいろ案がございました。それらを詰めるということになりますと、そのように13日に1つの案が上がってきて、それを私たちも精査しなければならないという期間が要りますので、それで結果的には16日に私はその決断をするということになりました。

それは、20日には議運があるんだからという、県からもそれには出しますということで、それまでに詰めていきましょうということだったんですが、そういうことからすると、議会を開いて、これを審議いただくいとまがないというふうに該当すると思って、私は専決処分をさせていただいたところでございます。

〇議長(荒川 政義君) 新田議員。

○議員(2番 新田 健介君) 復興支援パッケージ全てに反対するものではないんですけども、 割引クーポン券の発行に関して疑問を持っております。

ここに書いてありますように、3ページ、今回の事故により特に影響の大きい観光業、そして 農林水産業などへの支援対策として、県から9,700万円、そして町から5,500万円、総額 1億5,200万円の予算が組まれ、本町の早期復興に向けた御支援をいただけることには本当 に感謝をしております。

ただ、先般12月3日、防災センターで説明会があり、多くの方が御参加されていらっしゃいました。私もそこに行きましたが、クーポン券の発行に関してはたくさんの質問が出ておりました。副町長もそちらにいらっしゃいまして、質問をたくさんお聞きされたと思います。当然、町長の耳にも入っているものと思われます。

その中で、クーポン券の配布先は周防大島町外の居住者とされており、クーポン券の発行により り恩恵を受ける方は本当に限られているのではないかと思います。

繰り返しになりますが、支援パッケージそのものは、大島に活気を取り戻すためには必要であり、ありがたいことと考えておりますが、このたびの大島大橋、この事故で一番被害を受けているのは町民の個人個人、一人一人です。ここが重要です。

長い断水生活を余儀なくされて、体調を崩された方、あるいは骨折をした方、また橋が通行止めになったりとか、無駄な出費をした町民一人一人に対しての何の補償もない、そして今後の方

向性も示されていない、そんな中でこのクーポン券を発行することに違和感を感じております。 まずは、周防大島町に住む個人に目を向けてからというのが、私個人の意見でございます。

繰り返しになって申し訳ないですが、断水が長引き、橋が通行止めになることも多々あり、観光業などが大打撃を受けております。わかっております。この支援パッケージが救いの手になることを期待しておりますが、これと同時に、またはこれより先に、今すぐ本当あしたからでも、町民個人個人へのお見舞い金、あるいは給水時に必要であった、そのときに購入したが現在は使用していないポリタンクの買い取りなど、何らかの補償、あるいは対応策を考えておられないのかをお伺いいたします。よろしくお願いします。

〇議長(荒川 政義君) 椎木町長。

〇町長(椎木 巧君) 説明会のときにいろいろ御意見が出たということは、私もお聞きをしておりますし、またニュース等の映像でも見させていただいたところでございます。

今回の周防大島復興支援事業につきましては、今、御不満がある方もたくさんおられたということもありました。ただ、今回、大島大橋が損傷して橋が通行止めになるということが、これが1つの事実でございます。風が吹けば止まってしまうということは、いつ風が吹くかわかりませんので、大島の中に入ってくる、特に観光等で入ってくるという皆様方にとりましては非常に大きな不安があるので、入ってこないということになると思います。

入ってこないのであれば、当然、町内の中で物を消費するということも全くできないということになりますので、県の復興支援パッケージが町外の皆様方にというふうなことがうたわれておる、その1つの理由とすれば、橋が止まっておって外から入ってこれなかったんだから、今度は直ったらどんどんまた橋を利用して、中に入ってきていただくお客さんをどんどん増やしていこうというのが1つの支援パッケージのもとになっている考え方だというふうに思っております。

ですから、島の外におられる方にぜひとも大島に入ってきていただいて、消費をしていただくということについて、それは特に問題はないのではないかというふうに思っております。

しかしながら、先日の説明会等の話も私もいろいろ聞き、そしてまた精査もいたしましたが、 要するに町内の皆様方にとっても大変大きな被害を受けておると、このことについては全く私も 同感でありますし、そのことについて何らかのことができれば、それは一番いいと思っているわ けでございますが、しかしながら復興支援パッケージにあるものというのは、外からのお客が切 れたんだから、そのお客を回復しようというようなパッケージであったと思います。

それで当日も、そうではなくて、地元の人の消費マインドが落ち込んでおるから、その消費を 喚起するということにということであったと思うんですね。ですから、中におる方が消費をしな いということでは当然ないわけなんですが、中におる方も消費をする意欲がどんどん減退してい るということについて、もっと支援をしていただきたいということだったのではないかというふ うに思います。

それで、当日の説明会は県が説明し、そして県の職員の皆様方に御質問が集中したということだったと思うんですが、実はこれ、皆さんも見られましたですかね。昨日の新聞なんですが、1面広告が出て、パッケージ、下にちゃんとこのような内容ですよということも1面広告を打っていただいております。

私はこれを見てから、そんなにそこに限定されておるかなということを考えたんですね。がんばっちょるけー!周防大島復興応援割引クーポン、周防大島町内の小売店舗、飲食店、観光施設等で利用できる。お買い上げ500円ごとに100円が割り引きされるクーポンを、町内外の観光協会、道の駅、交通機関、宿泊施設にて配布ということなんですね。

これしか書いていないんですが、これであれば町内の人も十分使えるんですかね、(発言する者あり)そこを私が言うのもどうかと思いますが、しかしながら、いろいろな皆様方に使っていただいて、消費を喚起するということではないかと思います。

ただ、先ほど申し上げましたように、県が基本的に思っておるのは、橋が通れなくなって大島 に入れなくなった、それをできるだけ早く取り戻したいということが、今回の周防大島復興支援 パッケージには基本的にはそういう考えがあるというふうに思っておりますが、当時の皆さんか らの説明会での意見がこれに反映されて、こういう表現になっているかどうかというのは私もよ くわかりませんが、しかしながらこれは非常に町内の方々も使えるのではないかなというふうな、 小さな声で言いますが、そういうふうな思いがあります。

ですから、ぜひとも町内の皆様方も町内で物を買う、そして外から入ってきていただいた方に も町内で物を買っていただくということの支援パッケージになれば、大変ありがたいなと思って おるところでございます。

〇議長(荒川 政義君) 新田議員。

○議員(2番 新田 健介君) ありがとうございます。

観光の島なので、非常に重要なのはわかっています。町長がおっしゃるとおりです。外から来ていただいて、今まで本当に多分大変だったと思います。いろんな会社に行って、企業に行ってヒアリングをしましたし、8割減、9割減というのが当たり前の状況でした。そういう中で、こういうパッケージというのは非常にありがたい。

ただ、私が言っているのは、個人個人に何もやっていない中でこれがぽんと出てきて、今、町 長が何をおっしゃっても、結局、個人には何もないですよ。それでええんかちゅうことが言いた いんです。それはおかしい、順番も違うし、並行で出していただきたい。今すぐ、あしたからで も個人にはこういうふうに対応しますよという言葉がない限り、これを出されたところで納得し ない町民のほうが多いですよ。おっしゃっとったように今の新聞出されましたよね、それを心か ら、おおすごいのおと思えないですよ、やっぱり。そこをしっかりと、もう人として判断していただきたい。

もっとこう何か、町長、熱さが要りますよ熱さがこれは。やっちゃろうってやってください、本当に。じいちゃん、ばあちゃん本当に苦しんでましたよ、給水所行って、現場行って毎日見ちょって、20リットルのでっかいタンク持ってきて、水いっぱい要るのに、結局半分しか入れてくれんでくれと言うんですよ。みんなほんま大変な思いしちょった。その個人個人のところをどういうふうに考えていらっしゃるのか、もう一度答弁いただいて、このページの4ページの一番下ですね、5番の被害者相談会の開催支援、ここにどれぐらいの予算がついちょって、いつから、どこで、どういうことを行われるのかを御答弁お願いします。

- 〇議長(荒川 政義君) 中村総務部長。
- ○総務部長(中村 満男君) 私のほうからは、先ほどの予算資料の4ページの被害者相談会の開催支援というところで答弁させていただきたいと思います。

これにつきましては、これはもともと県が出したパッケージをそのままここに掲載されておる ものでございます。ですが、今回の6号の補正予算の中には、これは予算的なところの措置は一 切あるわけではございません。

どういうことをするかというと、先ほども話がございましたけれども、弁護士等に活躍いただいて、説明会等を開くにあたって、町も当然予算化してやりますし、県も予算化してそれをともにやるというところの意志をパッケージの中に記載されたものであろうというふうに思っております。

- 〇議長(荒川 政義君) 林産業建設部長。
- **○産業建設部長(林 輝昭君)** 先ほどの御質問の被害者相談会なんですが、開催日時、いつから始まったかちょっと聞いてないんですが、主にこれは商工業者のほうの相談になりますので、 平成30年の12月7日現在で113件の相談があったというふうに聞いております。(発言する者あり)
- 〇議長(荒川 政義君) 椎木町長。
- ○町長(椎木 巧君) 周防大島復興支援事業は、今、本日から始まったばかりということでございますので、これでさらにその支援が必要であり、さらにまた、新たな復興支援が必要ということになれば、次の第2弾も考えなければならないと思いますが、今現在、きょうから実は始まる。そして17日から始まるというような、いろいろな事業がたくさんあります。そのことを少し見ていただいて、それでさらに必要かどうかというのは、いろいろ議論をしていただければいいんじゃないかと思います。

そして、個人に何らかの補償をという、今お話があったと思うのですが、実はその、町も大変

大きな犠牲者でございまして、個人も当然大きな犠牲者、事業者もそうです。いずれにいたしま しても、これにはちゃんとした加害者がおるわけでございまして、その加害者が被害を受けた 方々に補償・補填するちゅうのは当然なことだというふうに思っております。

それを町が、被害を受けている方々に対して何らかのことをするということになりますと、それは加害者に対して、加害者を利するということにもなるんではないかというふうに思います。

要するに、それは基本の原則原理として加害者が被害者に補填をする、当然なことだと思います。町のほうが公金をもって個人の損害を補填するというようなことは、それはそれとして、相 当慎重にならざるを得ないと言うことであろうかと思います。ぜひとも一緒になって、これから の対応、対策をやっていければと思っておるところでございます。

- ○議長(荒川 政義君) ほかにございませんか。田中議員。
- ○議員(5番 田中 豊文君) ちょっと2点だけ確認させてください。

先ほどの説明でも、資料のほうにも書いてありますが、特に影響の大きい観光業、農林水産業 等への支援をというふうに書いてありますが、この特に影響の大きいという判断をした合理的な 説明を御答弁下さい。

それともう1点は、このパッケージ事業を施行することで、いつまでにどのような効果があら われると見込んでいるのか、その辺についても御答弁をお願いいたします。

- 〇議長(荒川 政義君) 林産業建設部長。
- **○産業建設部長(林 輝昭君)** 田中議員さんの御質問にお答えいたします。

特に大きい影響というのは、実は山口県の担当職員と11月9日に周防大島復興支援に何が必要かという協議を持ったということを聞いております。その中で一番大きいのは、やっぱり外から人が来ない、橋が渡れない、水がないということでの観光客の減少、御存じのように周防大島、大体年に2回、夏とこの秋時分といいますか、柑橘の生産が一番盛んになり始めたころの観光客というは、非常に人数的にも多いのではないかというふうに感じております。その説明を聞いて、事業者の復興支援をするために、先ほども申し上げましたように町外にいる方を呼び込む、要は観光客を呼び込むということで、こういうような復興支援のパッケージをもったというふうに聞いております。

それと、本事業につきまして、いつまでにどのようなということですが、先ほども町長申しましたように、この12月10日、きょうから一応、さっき言ったクーポン券の発給とかいうのが始まります。来年の5月31日までという短期のものになりますので、結果、効果については早急にあらわれるんではないかというふうに感じております。

以上です。

〇議長(荒川 政義君) 田中議員。

○議員(5番 田中 豊文君) そこをだから、特に影響が大きいということは何かと比較して、 観光業、農林水産業の損害が大きいと、影響が大きいということがあると思うので、そこの理由 を具体的にわかりやすく説明してほしいということを申し上げたんですが、さっき答弁でヒアリ ングで要望を聞いて決めたということがありますけど、そうであれば農林水産業、観光業に限ら ず、全町民からいろいろ要望なりを聞いて支援策を講じるべきじゃないかと思います。

それと、こういうことを申し上げるのは、要するにこの復興パッケージの40日間に対する支援と、その後の復旧してからの支援というのは切り分けて考えるべきだと考えておりますが、このパッケージで、40日間の被害に対する支援に要する予算というのはどれだけありますか、御答弁をください。

それと、効果は短期的にあらわれると、そうかもしれませんけど、だからどういう効果が、具体的にどれだけの、経済効果なら経済効果を見込んでいるのか、そういうことをもとにこのパッケージというのは、事業というのは構築されているはずなんで、その辺の御答弁をお願いいたします。

〇議長(荒川 政義君) 椎木町長。

○町長(椎木 巧君) この説明資料の中のことであろうと思うのですが、今回の事故により特に影響の大きい観光業、農林水産業等への支援を効果的かつ総合的に行うということで、1億5,200万円という30から31年度に予算計上するというものでございますが、先ほども新田議員の御質疑にもお答えしましたように、今回の復興支援パッケージの一番もとになっておるというのは、橋が止まって外から入って来るお客さんが全部ストップしてしまった。これをどうするのかということ、これを復興するというのが一番大きな根本的な柱になっておるわけであります。

ですから、それをいかに早く、この40日間で大島に入って来れなかった方々をもとのように、さらにはもと以上に、大島に入って来ていただく方をどうやって伸ばしていくかというのが、今回のこの復興支援パッケージの一つの大きなもとになっていると思うのです。それで町民の皆様方も大被害を受けているという、そのことは全然否定するもんでもありませんし、まさにそのとおりですし、むしろまあまあ特に影響の大きい観光業、農林水産業より、いや私たちのほうが大きいですよということも確かにあると思います。しかしながら、この復興支援パッケージのもとは、橋が止まって外から入れなかった観光客を、また、外から入って来る方々をどうやってもとに戻すかということが一つの大きなもとになっておる復興支援パッケージだということを御理解をいただきたいと思います。

そして、今度はそれぞれの方々へのということでございますが、それぞれの方々には私が行政 報告でも申し上げましたが、県の中でもこういう質問がございました。それについては、まず損 害賠償請求等の支援をしていくんだと、フォローしていくんだということがあったと思います。 直接的に個人の損害額を町が補填するというようなことについては、さらに慎重であるべきだと いうふうに思いますし、公金で果たしてそういうことをしてもいいのかということにもなると思 います。

これらについては、今回の周防大島復興支援パッケージのもとになっておる根本原因と、根本 的な対策というものを十分御理解をいただけたらと思います。

- 〇議長(荒川 政義君) 田中議員。
- ○議員(5番 田中 豊文君) 御答弁がないんでもう一回確認しますけど、だから何の事業でも一緒ですけど、このパッケージの事業で1億5,000万円という、県と合わせて公費を投入するわけですから、その効果というのは幾らになるんですか、幾らと見込んでいるんですかと、事業のもともとの根本的な計画、設計について、それだけ御答弁ください、最後に。
- 〇議長(荒川 政義君) 林産業建設部長。
- **○産業建設部長(林 輝昭君)** ちょっと正確にはわからないというのが、実際来てもらうというのが大きな目的ですので、損害額、被害額及び見込み額というのはちょっとわからないというのが正直なところです。
- 〇議長(荒川 政義君) 椎木町長。
- **〇町長(椎木 巧君)** 1億5,200万円の復興支援パッケージで支援をしたら、どれだけの 経済効果があるかということをお聞きなっておられるんだろうと思いますが、それにつきまして は非常に把握ができにくいことだと思っております。

そこで、先ほどから申し上げておりますように、この40日間で橋が止まってお客がゼロになっておる状況を、必ずもとの状態にまず戻すということのための1億5,000万円だというふうに私は思っておるわけでございまして、この一番大事な10月、11月のこの秋のシーズンに、そのようにお客様が途切れておるということを、まずもとに戻し、そしてこのようにたくさん大島のPRを、PRといったら語弊があるんですが、例えばニュース等でたくさん全国発信していただきました。大島の名前が全国に知れ渡ったということは、いいことではありませんが、そのニュースの効果というのは相当あると思います。

そこによりまして、この1億5,200万円の周防大島復興支援パッケージを来年の5月まで やることによって、これまで以上の観光客、または来島者、訪問者そしてまた交流人口を増やし ていく、そのきっかけをつくりたいということでございますんで、必ずしも金額だけにこだわっ ておるというわけではなくて、ぜひとも大島の再生をここから発展につないでいきたいという気 持ちであります。

〇議長(荒川 政義君) 吉田議員。

○議員(6番 吉田 芳春君) 私のほうから特には申し上げることはございませんが、先ほど同僚議員からいろいろ御意見が出ております。事故、23日から今日定例会までに今まで臨時会も開催されず、それから全員協議会も開催されず、今日までそういう議論の場がなかったというのは非常に残念に思っております。

それは、いろいろな事情もあったと思いますけども、先ほどから町長から御説明もありましたけども、やはり議員はこういう事態が起きたときに、町民のために力を発揮しなきゃいけないのに、十分な支援、ささやかではありましたけど、臨時給水活動の支援もしましたけども、まだまだ住民の方々は困っておりますし、やはり今日まで議会が、臨時議会も全員協議会も開催されなかったということは、あと一部からも、議員の皆様の中からも意見がありますけども、大事な問題を専決処分でやっておりますけども、まあ言い方悪いかもわかりませんけども、議会軽視というような言葉も聞かれております。そういう件で、御意見等がありましたらお願いいたします。

〇議長(荒川 政義君) 椎木町長。

○町長(椎木 巧君) 議会を開くためには、当然、その要素が要るわけでございます。当然ながら議案を明示してから、それで議会を招集するということになるわけでございますが、2つほど議案があったわけですよね、それは専決処分でやった補正予算第5号、第6号という議案があったわけですが、それは議会を招集するいとまがなかったということは、先ほど申し上げたとおりでございます。

ですから、この2件の補正予算を審議いただくために議会を招集するということは、物理的にできなかったということでございます。

ですから、それ以外のことで議会が開かれなかったという、今、吉田議員さんの御質疑でございますが、もしもそうであるならば、まず何らかの議案を提示して、明示して、そしてまた予算であれば予算編成をして、それで議会を開催するということになりますので、ただ議会を開け開けと言われても、議案がないときに議会を開けるわけでは当然ありませんので、今回の件で、もし仮に議員と執行部がこのように一堂に会する場を例えば議会定例会、臨時会ではなくて設けるとするならば、全員協議会等の要請があれば、それは私たちも別にそれを拒むものではないと思いますが、しかしながら当時10月の22日からこの12月2日までの間に、執行部をこれだけ集めて、長時間にわたって、ここに置いとって議論をするということが果たして状況的に良かったのかどうかということはお考えいただきたいと思います。

今現在でありますから、こういう状態になっておりますが、実はそれまでは、議会に出てくる うちの職員、そしてまたバックにも、それぞれの課長、班長が出ておりますが、このように職員 をずっとここに張りつけるというような状況ではなかったというふうに思っているところでござ います。 ですから、もし仮にそういうことが必要であれば、もう少し議員さんのほうから、こういう テーマで、例えば、出るのは町長と副町長と誰それでいいから、そういうことを議論するために 全員協議会でも開こうではないかというふうな御提案をいただければ、私たちもそれを避けると いうものではなかったと思いますが、しかしながら定例会とか臨時会については、そういう状況 でありますので、御理解をいただけたらと思います。

○議長(荒川 政義君) ほかに質疑はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(荒川 政義君) ないようでありますので、質疑を終結します。
これより討論を行います。議案第2号、討論はございませんか。田中議員。

○議員(5番 田中 豊文君) 議案第2号につきまして、反対の立場で討論をいたします。

県と合わせて総事業費1億5,200万円という大きな予算が、観光業や農林水産業等への支援として使われるものということでありまして、もとより観光業や農林水産業への支援自体を否定するものではございませんが、今回の事故に対する公的支援は、大島大橋の通行規制が行われ断水となった40日間と現在を含めたその後の期間に切り分けて考える必要があると思います。

この1億5,000万円の支援策は、ほとんどは大島大橋も水道も復旧して元通りになった状態における支援策でございまして、通常の施策とほとんど変わりはないものと言えますが、その復旧後の支援策としては余りにも巨額でありますし、そもそも40日間にわたる苦渋の生活を強いられ、今も苦しんでおられる、頑張ろうとしても頑張れないような状況にある町民の方にこそ、まずは支援の手を差し伸べるべきだと考えます。

実際の損害額も効果についても不明な状況で、このような予算を起こすことは拙速であると考えられますし、とても全額を専決処分すべき予算でもないことは明らかであることだと指摘をして反対といたします。

- ○議長(荒川 政義君) 次に、賛成討論はありませんか。吉村議員。
- ○議員(3番 吉村 忍君) 議案第2号専決処分の承認を求めることについて、賛成の立場で 討論いたします。

大島大橋貨物船衝突事故により、特に影響の大きい観光業、農林水産業等への支援を効果的かつ総合的に行うことを目的とした、この周防大島復興支援パッケージは、町内各団体からの要望を受け、山口県知事の御英断により12月7日に山口県議会に補正予算案として上程され、全会一致で可決されたところであります。

この周防大島復興支援パッケージの周防大島町の負担がある部分について、県議会での議決前に町議会での議論の場がなく専決処分がなされたことは、遺憾に思うところがあります。

先ほどの議案第1号の討論でも申し上げましたが、我々議会は土日祝日、昼夜をわかたず、招

集に応じる準備はあります。今回の周防大島支援パッケージは、あくまでも山口県主導での観光業や農林水産業への施策であり、周防大島町独自の施策として一番の被害者である町民一人一人への手当て等について、17日の我々の一般質問に応じる形か、19日の最終日に追加議案として上程されることを大いに期待をし、本議案に対し賛成の意志を表明します。

議員各位におかれましては、御賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長(荒川 政義君) 次に、反対討論はございませんか。 賛成討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(荒川 政義君) ないようでありますので、討論を終結します。

これより起立による採決を行います。議案第2号専決処分の承認を求めることについて(平成30年度周防大島町一般会計補正予算(第6号))を、原案のとおり承認することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長(荒川 政義君) 起立多数であります。よって、本案は承認することに決定しました。 暫時休憩します。

午後1時32分休憩

午後2時30分再開

O議長(荒川 政義君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

町長のほうから訂正がございますので。(「訂正というか誤解を招いちゃいけん」と呼ぶ者あり)

- ○町長(椎木 巧君) 先ほど何度も出たんじゃないかと思いますが、周防大島復興応援割引 クーポンについて、ちょっと暴走気味の発言があったというふうに聞かされまして、必ずしも町 内の人に売ってもええよというふうに認めたわけではございません。県は、町外の方にというふ うに言っておりますので、それを私が否定するというもんではありませんが、何となしにそうい うふうに誤解をされたというふうに何か先ほど聞きましたんで、それは誤解がないように、もし、 そういう暴走発言だったとしたら、訂正をさせていただきたいと思います。
- **〇議長(荒川 政義君)** 吉村議員の質疑に対して答弁漏れがございましたので、中村総務部長。
- ○総務部長(中村 満男君) 1号議案の吉村議員さんの質問の中に、仮設トイレの設置数というのがございました。私のほうで答弁が漏れておりました。12基でございます。よろしくお願いします。

日程第15. 議案第3号

日程第16. 議案第4号

日程第17. 議案第5号

日程第18. 議案第6号

日程第19. 議案第7号

日程第20. 議案第8号

日程第21. 議案第9号

日程第22. 議案第10号

○議長(荒川 政義君) 日程第15、議案第3号平成30年度周防大島町一般会計補正予算(第7号)から、日程第22、議案第10号平成30年度周防大島町渡船事業特別会計補正予算(第2号)までの8議案を一括上程し、これを議題とします。

補足説明を求めます。中村総務部長。

○総務部長(中村 満男君) 議案第3号平成30年度周防大島町一般会計補正予算(第7号)に つきまして、補足説明を申し上げます。別冊の補正予算書の1ページをお願いいたします。

今回の補正は、第1条のとおり、既定の歳入歳出予算に2億7,354万8,000円を追加し、 予算の総額を158億3,863万7,000円とするとともに、第2条において債務負担行為の 補正を、第3条において地方債の補正を行うものでございます。

まず、歳入歳出予算の補正につきまして、事項別明細書により御説明をさせていただきます。 11ページをお願いたします。

歳入の11款分担金及び負担金1項分担金は、土居及び日向泊地区の災害関連地域防災がけ崩れ対策事業の地元分担金を追加計上いたしております。

13款国庫支出金1項国庫負担金1目民生費国庫負担金は、社会福祉費負担金において国保基盤安定負担金の確定による追加計上を、3目災害復旧費国庫負担金においては、災害査定の完了により事業費の精査を行い、負担金の増額をいたしております。

2項国庫補助金1目総務費国庫補助金は、追加内示や財源の調整による再編交付金の追加及び 旧姓併記に係るシステム整備の財源として社会保障・税番号制度システム整備費補助金の計上で ございます。

また、3目衛生費国庫補助金は、浮島地区の被災建物の撤去や災害廃棄物処理等の財源として 災害等廃棄物処理事業補助金の追加を、7目教育費国庫補助金は、国の補正予算によります小中 学校の空調整備に関する冷房設備対応臨時特例交付金の新規計上でございます。

- 12ページ、8目災害復旧費国庫補助金は、災害査定の完了により事業費の精査を行い、補助金を減額いたしております。
 - 14款県支出金1項県負担金1目民生費県負担金は、国庫負担金と同様に、社会福祉費負担金

において国保基盤安定負担金を追加計上いたしております。

2項県補助金2目民生費県補助金は、社会福祉費補助金において、交付額の確定による国保負担軽減対策費助成事業補助金の減額計上となっております。

4目農林水産業費県補助金は、農業費補助金において、対象エリア拡大による合意形成推進業務の財源として、単県農山漁村整備事業補助金及び農地集積に係る対象農地の確定に伴う機構集積協力金交付事業補助金を、また農業費及び水産業費補助金として、11月20日に専決処分をさせていただいた周防大島復興支援事業である農林漁業セーフティネット資金利子補給補助金の財源として、新規計上いたしております。

また、7目教育費県補助金は、補助金の交付決定によります地域アシスタント事業補助金の減額計上、13ページ、8目土木費県補助金は、分担金及び負担金と同様に、土居及び日向泊地区の災害関連地域防災がけ崩れ対策事業補助金を追加計上いたしております。

3項県委託金1目総務費県委託金は、来年4月7日執行予定となっております県議会議員選挙 に係る平成30年度執行分の財源として、県議会議員選挙委託金の新規計上でございます。

16款寄附金1項寄附金1目一般寄附金は、全国からの寄附金の増額が見込まれることから、 ふるさと寄附金の追加、4目消防費寄附金は、今回の大島大橋損傷関連事業に役立ててほしい趣 旨の寄附採納があったことによる災害対策費寄附金を新規に計上するものでございます。

14ページ、17款繰入金は、財政調整基金5,952万4,000円を取り崩し、今回の補正予算に係る財源調整を行っております。

19款諸収入は、片添ヶ浜施設使用料につきまして、これまでの実績から150万円追加、日良居保育所への広域入所が決定されたことによる公立保育所運営費(町外児童入所)をそれぞれ追加計上するものでございます。

また、20款町債は、合併事業債及び災害復旧事業債におきまして、歳出予算の増減に伴い調整を行うものでございます。

次に、歳出でございます。15ページをお願いいたします。

今回は、一般会計並びに各特別会計におきまして、当初予算編成以降の人事異動及び退職・休職等に伴う職員人件費の調整、大島大橋損傷関連による時間外手当の調整等を行っており、その総額は、一般会計において1,406万5,000円の増額、漁業集落排水事業特別会計及び病院事業局企業会計を除く特別会計及び企業会計においては471万7,000円の減額となっております。

それでは、職員人件費以外の主なものにつきまして御説明いたします。

1款議会費1項議会費1目議会費議会運営経費は、議員期末手当の調整による追加計上でございます。

16ページ、2款総務費1項総務管理費2目文書広報費は、日見地区の防災行政無線アンテナ 修繕料の追加、5目財産管理費は、再編交付金を財源とするちびっ子医療費助成事業、福祉医療 費一部負担金助成事業、外国語活動推進事業の各基金への積み立てを計上するものでございます。 なお、6目企画費は、ふるさと寄附金の増額見込みに伴う返礼品等の経費及び基金への積み立 てについての追加計上でございます。

17ページ、7目支所及び出張所費は、地域要望及び災害復旧に対応するための工事請負費等を追加計上するとともに、椋野出張所経費から、18ページ、白木出張所経費までは、単価改定による非常勤嘱託職員報酬の不足見込み額をそれぞれ計上するものでございます。

また、8目電子計算費は、セミナーパークにて開催予定のやまぐち自治体クラウド分科会に出席に係る有料道路通行料の追加計上でございます。

19ページ、2項徴税費は、各会場での申告受付の際の個人情報持ち出しに対応するための導入経費を新規に計上いたしております。

20ページ、4項選挙費は、来年4月7日執行予定となります県議会議員選挙に係る平成 30年度執行分の新規計上でございます。

21ページ、3款民生費1項社会福祉費2目障害福祉費は、現在、かんころ楽園にて実施されております障害児通所支援事業において、障害児への対応に必要なゲートを設置するための経費を計上するものでございます。

23ページ、2項児童福祉費1目児童福祉総務費は、5年ごとの周防大島町子ども・子育て支援事業の見直しに係るニーズ調査経費172万8,000円を計上しております。

また、4目保育所費日良居保育所運営経費は、入所児童数の増加に伴う運営費の増額見込み等による指定管理料1,193万円の追加計上を行うものでございます。

25ページ、4項災害救助費は、浮島地区の被災建物の撤去や災害廃棄物処理等の経費として、 被災建物等解体撤去支援事業委託料を追加計上いたしております。

4款衛生費1項保健衛生費1目保健衛生総務費日良居庁舎管理経費は、キュービクル内の高圧 交流負荷開閉器のふぐあいによる修繕経費49万8,000円を追加計上しております。

26ページ、3目環境衛生総務費は、柳井地域広域水道企業団への補助金のうち、児童手当の支給対象期間の見直しにより2万円を増額計上いたしております。

27ページ、2項清掃費2目じん芥処理費は、じん芥処理経費へ橘不燃物処理場の排水処理施設の修繕経費を追加及びじん芥処理施設管理経費に、清掃センターのルーフファンふぐあいによる修繕経費をそれぞれ追加いたしております。

28ページ、5款農林水産業費1項農業費3目農業振興費特産対策事業は、イノシシ被害の増加に伴う防護柵等の申請増による鳥獣被害防止施設等整備事業補助金400万円の追加を行うも

のでございます。

また、29ページ、農園施設管理経費では、単価改定によるガルデンヴィラ大島管理人の賃金 追加及び農地中間管理機構事業は、農地集積に係る土地提供者の対象農地が確定したことによる 機構集積協力金の追加計上でございます。

5目農地費農地一般管理経費は、7月の豪雨災害により既存予算により早急に対応いたしました通常の維持工事経費の不足分250万円の追加、単県農山漁村整備事業は、日前地区追加による対象エリア拡大に係る合意形成推進業務等の追加となっております。

また、30ページ、7目農村環境改善センター費白木センター管理運営経費は、多目的ホールの空調設備にふぐあいが生じていることによる修繕経費を計上いたしております。

2項林業費有害鳥獣捕獲事業は、イノシシの捕獲について、これまでの実績から捕獲頭数の増加が見込まれるため、有害鳥獣捕獲委託料 5 6 0 万円の追加計上でございます。

31ページ、3項水産業費2目水産業振興費は、日良居漁港の捲揚施設への水道新設経費、樽 見漁港の捲揚施設の倉庫補修工事への漁業経営構造改善事業補助金193万6,000円、3目 漁港管理費は、漁港施設照明灯の修繕経費について不足が見込まれることから追加計上いたして おります。

また、4目海岸保全事業費は、補助事業内での組み替えを行うため工事請負費を追加計上いた しております。

32ページ、6款商工費1項商工費2目商工業振興費は、交通対策事業において、9月から稼働しております伊保田港待合所の電気料金について、不足が見込まれることによる追加を、陸奥記念館等管理運営経費は、今年度から直営で行うこととなった陸奥記念館等の維持経費の追加を、33ページ、3目観光費は、片添ヶ浜海浜公園施設管理委託料について、これまでの実績から今後を見込み、歳入と同額の150万円の追加計上でございます。

34ページ、7款土木費2項道路橋りょう費1目道路橋りょう維持費は、賃金改定による追加や三蒲地区の法定外公共物測量業務の追加を、2目道路新設改良費は、相続関係により今年度実施が難しくなった明神松水福線の測量設計業務の減額及び三ツ松東線の事業実施に伴い影響を調査する地殻変動影響調査業務の追加、日前橋の断面修復工事に必要な経費を追加いたしております。

35ページ、3項河川費2目河川建設費は、地形測量の結果により施工範囲が拡大したことによる、土居及び日向泊地区の災害関連地域防災がけ崩れ対策事業の追加計上でございます。

また、4項港湾費1目港湾管理費は、排水機場の重油代や電気・水道料金について、不足が見込まれることによる追加を計上いたしております。

36ページ、8款消防費1項消防費4目災害対策費は、大島大橋の損傷事故以来、登録件数が

5,000件を超える見込みとなっております、防災メールに関する追加経費でございます。

37ページ、9款教育費1項教育総務費2目事務局費は、教育総務経費において、電話回線の構成変更に伴う電話料金の追加、学校教育経費は、地域連携アシスタント事業費の交付決定に伴う減額計上を行おうとするものでございます。

38ページ、2項小学校費1目学校管理費は、小学校管理事務局経費において、明新小、沖浦 小の修繕経費の追加や、国の補正予算による久賀小学校空調設備経費の追加及び沖浦小、油田小、 城山小学校のトイレ洋式化経費についての追加、スクールバス管理運営経費は、椋野久賀線の児 童乗降場所の変更に伴うバス回転場出入り口の拡張経費の追加計上でございます。

3項中学校費1目学校管理費、中学校管理事務局経費は、老朽化しております安下庄中学校の 避難階段改修経費の追加や、国の補正予算による大島中、東和中学校の空調設備経費を新規に計 上いたしております。

なお、今回の空調整備により、普通教室における空調設置率は、小中学校ともに100%となる見込みとなっております。

39ページ、4項社会教育費1目社会教育総務費社会教育振興経費は、山口県から増額通知があったことによる派遣社会教育主事負担金の追加及び7月豪雨により中止となった洋上セミナーの補助金減額についての計上でございます。

40ページ、2目公民館費は、嘱託公民館長報酬の改定に伴う報酬及び社会保険料の追加、 3目図書館費は、賃金改定に伴う各図書館の臨時職員賃金の追加となっております。

41ページ、5目社会教育施設費は、ふぐあいの発生しております橘総合センターの照明関連 部品である調光ユニット基盤の交換経費の追加でございます。

42ページ、5項保健体育費2目体育施設管理費は、サザンセト大島ロードレース等の大会において駐車場の不足が発生しておりますことから、旧東和選果場用地を駐車場用地として購入するものでございます。

また、10款災害復旧費は、災害査定の完了により事業費の精査を行ったことによる減額計上 でございます。

43ページ、12款諸支出金1項繰出金は、各特別会計の補正予算に対応した繰出金の調整となっております。

以上が、歳入歳出予算補正の概要でございます。

続きまして、7ページをお願いいたします。

債務負担行為の補正につきましては、サン・スポーツランド片添、片添ヶ浜温泉遊湯ランド及び青少年旅行村指定管理料につきまして、議案第14号にてお諮りいたします指定管理者の指定に伴う指定管理料の債務負担行為の追加を行うものでございます。

8ページ、地方債の補正につきましては、合併特例事業債及び災害復旧事業債の限度額を変更 するものでございます。

以上が、議案第3号平成30年度周防大島町一般会計補正予算(第7号)についての概要でございます。何とぞ慎重なる御審議の上、御議決を賜りますようお願い申し上げ、補足説明を終わらせていただきます。

- 〇議長(荒川 政義君) 次に、平田健康福祉部長。
- **〇健康福祉部長(平田 勝宏君)** それでは、議案第4号から議案第6号の補足説明をいたします。 議案第4号平成30年度周防大島町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)について、 補足説明を行います。

今回の補正は、歳入においては、保険基盤安定事業、職員給与費等、財政安定化支援事業、国 保負担軽減対策に係る一般会計繰入金の増減、歳出においては、一般管理費・特定健康診査等事 業費に係る職員人件費の増減、高額療養費一般分、国保基金積立金の増額が主なものでございま す。

補正予算つづりの45ページをお願いいたします。

第1条で、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ712万2,000円を増額し、歳 入歳出予算の総額をそれぞれ30億5,955万8,000円とするものでございます。

詳細につきましては、事項別明細書で御説明をいたします。

- 51ページをお願いいたします。歳入から御説明いたします。
- 3款県支出金1項県補助金1目保険給付費等交付金については、高額療養費の所要額増に伴い 337万円を増額するものでございます。

5 款繰入金1項他会計繰入金1目一般会計繰入金を375万2,000円増額いたします。これは、一般会計からの繰入金で、負担金交付申請額の確定により1節保険基盤安定事業繰入金(保険税軽減分)を914万7,000円増額、2節保険基盤安定繰入金(保険者支援分)を368万4,000円増額、職員給与費等の調整により3節職員給与費等繰入金を133万2,000円減額、普通交付税の確定により5節財政安定化支援事業繰入金を715万円減額、6節その他一般会計繰入金のうち、国保負担軽減対策繰入金額の確定により国保負担軽減対策を59万7,000円を減額いたします。

次に、歳出について御説明いたします。52ページをお願いいたします。

1款総務費は、当初予算編成以降の人事異動に伴う職員人件費の調整により、職員人件費を 31万6,000円増額いたします。

2款保険給付費2項高額療養費1目一般被保険者高額療養費は、高額療養費所要額の不足が見 込まれるため337万円増額いたします。 次に、53ページをお願いいたします。

3款国民健康保険事業費納付金1項医療給付費分、2項後期高齢者支援金等分、3項介護納付金分は財源調整でございます。

次に、54ページをお願いいたします。

5 款保健事業費1項特定健康診査等事業費は、当初予算編成以降の人事異動等に伴う職員人件費の調整により、職員人件費を164万8,000円減額いたします。

6款基金積立金では、歳入額の増額に伴う調整のため508万4,000円を増額するもので ございます。

以上が、平成30年度周防大島町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)についての概要でございます。

続きまして、議案第5号平成30年度周防大島町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第2号)につきまして、補足説明を行います。

今回の補正は、歳入において職員人件費に係る一般会計繰入金の増額、歳出において総務費に 係る職員人件費の増額によるものでございます。

補正予算つづりの55ページをお願いいたします。

第1条で、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ20万2,000円を増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ4億7,354万2,000円とするものでございます。

詳細につきましては、事項別明細書で御説明をいたします。

61ページをお願いいたします。歳入から御説明いたします。

3款繰入金1項他会計繰入金1目事務費繰入金について、職員人件費分20万2,000円を 増額いたします。

次に、歳出について御説明いたします。62ページをお願いいたします。

1 款総務費は、当初予算編成以降の人事異動に伴う職員人件費の調整により20万2,000円 増額いたします。

以上が、平成30年度周防大島町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第2号)についての 概要であります。

続きまして、議案第6号平成30年度周防大島町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)につきまして、補足説明を行います。補正予算つづりの63ページをお願いいたします。

今回の補正は、保険事業勘定において、職員人件費の調整に伴うものでございます。

第1条で、保険事業勘定の歳入歳出予算の総額から679万円を減額し、歳入歳出予算の総額を35億9,811万5,000円とするものであります。

事項別明細書の69ページをお願いいたします。保険事業勘定の歳入について、御説明いたし

ます。

6款繰入金1項他会計繰入金4目その他一般会計繰入金の679万円の減額につきましては、 職員人件費の財源調整によるものでございます。

次に、保険事業勘定の歳出について御説明いたします。70ページをお願いいたします。

1款総務費1項総務管理費1目一般管理費では、介護保険分の職員人件費の調整により、 44万9,000円を減額いたします。

4款地域支援事業費3項包括支援事業・任意事業費3目地域包括支援センター運営事業費では、介護保険・包括支援センター分の職員人件費の調整として、634万1,000円を減額いたします。

以上が、平成30年度周防大島町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)についての概要で ございます。

以上で、議案第4号から議案第6号までの補足説明を終わります。何とぞ慎重なる御審議の上、 御議決を賜りますようお願い申し上げます。

- 〇議長(荒川 政義君) 次に、佐々木環境生活部長。
- ○環境生活部長(佐々木義光君) それでは、議案第7号平成30年度周防大島町簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)から、議案第9号平成30年度周防大島町農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)までの、環境生活部所管の3議案につきまして、補足説明を申し上げます。

まず、議案第7号平成30年度周防大島町簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)につきまして、補足説明を申し上げます。補正予算書の73ページをお願いいたします。

第1条に定めますとおり、既定の歳入歳出予算から407万4,000円を減額し、歳入歳出 予算の総額を3億5,361万7,000円とするものでございます。

その概要につきまして、事項別明細書により御説明いたします。 79ページをお願いいたします。

歳入につきましては、4款繰入金において、財源調整のため一般会計繰入金を1, 3 7 6 万円減額しております。

また、6款諸収入3項営業外利益1目消費税還付金において、平成29年度決算に基づく消費税の確定申告により、960万7,000円の消費税還付金及び7万9,000円の消費税還付加算金を増額するものです。

80ページをお願いいたします。

歳出の、1款簡易水道費1項事務費1目総務費の総務一般経費につきましては、平成29年度 決算に基づく消費税の確定申告により、12月以降の中間申告納付が不要となりましたので、 27節公課費を407万4,000円減額しております。 以上が、議案第7号平成30年度周防大島町簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)の概要でございます。

次に、議案第8号平成30年度周防大島町下水道事業特別会計補正予算(第2号)につきまして、補足説明を申し上げます。81ページをお願いいたします。

第1条に定めますとおり、既定の歳入歳出予算から556万8,000円を減額し、歳入歳出 予算の総額を14億7,649万2,000円とするものでございます。

その概要につきまして、事項別明細書により御説明いたします。87ページをお願いいたします。

歳入につきましては、4款繰入金において、一般会計からの繰入金524万円を減額し、財源 調整をしております。

6款諸収入2項雑入1目雑入は、農業集落排水の秋地区における汚水処理費負担金について、 平成29年度維持管理費の実績額及び流入量の確定により、32万8,000円を減額するもの でございます。

88ページをお願いいたします。歳出でございます。

1款公共下水費1項事務費1目総務管理費の職員人件費におきましては、人事異動に伴う職員 人件費の調整等により、560万円を減額するものでございます。

総務管理費の総務一般経費の8節報償費は、受益者分担金に伴う前納報奨金として3万 2,000円を追加するものでございます。

以上が、議案第8号平成30年度周防大島町下水道事業特別会計補正予算(第2号)の概要で ございます。

次に、議案第9号平成30年度周防大島町農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)について、御説明いたします。89ページをお願いたします。

第1条に定めますとおり、既定の歳入歳出予算に311万7,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を3億2,570万円とするものでございます。

その概要につきまして、事項別明細書により御説明いたします。 9 5 ページをお願いいたします。

歳入の3款繰入金は、一般会計からの繰入金311万7,000円を増額し、財源調整をして おります。

96ページをお願いいたします。

歳出の、1款農業集落排水費1項総務管理費1目総務管理費の職員人件費におきましては、共済組合負担金等の追加に伴う職員人件費の調整等により、47万4,000円を追加するものでございます。

続きまして、総務一般経費の8節報償費は、受益者分担金に伴う前納報奨金として7万2,000円を追加するものでございます。

また、2項事業費1目維持管理費は、11節需用費の修繕費において、和田処理区の小泊地区及び和田地区、2カ所の非常用発電機ラジエーターの取替修繕費として183万6,000円を追加するものでございます。

19節負担金、補助及び交付金におきましては、下水道汚水処理負担金を平成29年度の維持管理費の実績額に基づき32万8,000円を減額、27節公課費におきましては、平成29年分の消費税確定申告及び平成30年度中の中間申告予定納税額の確定に伴い、消費税73万9,000円を増額するものでございます。

2目農業集落排水事業費は、15節工事請負費において、公共ます新設の工事請負費として 32万4,000円を追加するものでございます。

以上が、議案第9号平成30年度周防大島町農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)の 概要でございます。何とぞ慎重なる御審議の上、御議決を賜りますようお願い申し上げます。

- 〇議長(荒川 政義君) 中村総務部長。
- ○総務部長(中村 満男君) 次に、議案第10号平成30年度周防大島町渡船事業特別会計補正 予算(第2号)につきまして、補足説明をいたします。補正予算書の99ページをお願いいたします。

今回の補正は、第1条により、既定の歳入歳出予算の総額から235万3,000円を減額し、 予算の総額を8,985万5,000円とするものでございます。

その概要につきまして、事項別明細書により御説明いたします。 105ページをお願いいたします。

歳入につきまして、4款繰入金1項他会計繰入金は、一般会計からの繰入金235万3,000円を減額いたしてしております。

106ページからは歳出でございます。

渡船会計におきましても、他の会計と同様に職員人件費の調整を行っておりますけれども、職 員人件費以外のものにつきまして御説明いたします。

107ページ、1款事業費2項事業費2目情島航路運航費は、船員の病気休暇による臨時船員賃金の追加等でございます。

以上が、議案第10号平成30年度周防大島町渡船事業特別会計補正予算(第2号)についての概要でございます。何とぞ慎重なる御審議の上、御議決を賜りますようお願い申し上げ、補足説明を終わらせていただきます。

○議長(荒川 政義君) 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑は議案ごとに

行います。

議案第3号平成30年度周防大島町一般会計補正予算(第7号)、質疑はございませんか。田中議員。

○議員(5番 田中 豊文君) 4点ほどお尋ねをいたします。

23ページ、児童福祉総務一般経費の計画策定の委託料がありますが、法定計画とは思いますが、その根拠と、どういうところへ委託をする予定なのか、御答弁をお願いいたします。

それから、25ページ、被災家屋支援事業、これも委託料が計上してありますが、これも基本となる町の要綱等の規定があると思うんですが、それは何かということと、補助金の実施要領では、事業計画を定めるよう規定されていると思いますが、これが策定してあるのかどうか、御答弁をお願いいたします。

それから、40ページの、公民館の非常勤嘱託職員の報酬44万4,000円が大島公民館と 橘公民館に計上されておりますが、この補正計上の理由を少し詳しく御説明ください。

もう一点、42ページ、公有財産購入費のこの金額をどういうふうな経緯で決められたのか、 その金額の妥当性が判断できるような御説明をお願いいたします。

- 〇議長(荒川 政義君) 平田健康福祉部長。
- **〇健康福祉部長(平田 勝宏君)** 田中議員さんから御質問いただきました、23ページの子ども・子育て支援事業計画の策定経費について、答弁させていただきます。

まず、根拠についてでございますが、策定の根拠については、子ども・子育て支援法第61条において、市町村は、国が定める基本指針に即して、5年を1期とする市町村子ども・子育て支援事業計画を定めるものとされておりまして、現在の支援計画の周期が到来するものですから、改めて作成をするというものでございます。

それと委託料、どういうふうなところに委託するのかというふうなことでございますが、これは子ども・子育て支援事業計画の策定に対応できるであろうと思われるコンサルタントのほうにお願いをするような形になろうと思いますが、まだどういうふうな業者についてということは、予算時点でございますので、全く検討はしておりません。

以上でございます。

- 〇議長(荒川 政義君) 中谷生活衛生課長。
- **〇生活衛生課長(中谷 範夫君)** 田中議員の御質問ですが、事業計画に関しましては、事業当初でありますし、まだ事業計画は立てておりません。
- 〇議長(荒川 政義君) 佐々木環境生活部長。
- ○環境生活部長(佐々木義光君) 今の答弁に、ちょっと補足説明いたします。

まず最初に、要綱等の御質問がございましたけど、周防大島町被災建物等解体撤去支援事業実

施要綱というのを定めております。それと、先ほどの事業計画につきましては、現在、国等と策 定中でございます。

以上でございます。

- 〇議長(荒川 政義君) 永田教育次長。
- ○教育次長(永田 広幸君) 田中議員さんからの御質問でございますが、1点、社会教育課の中の公民館費の報酬、共済費の増額と、その共済費の補正の差というところでございますけれども、本年5月から大島公民館と橘公民館の嘱託公民館館長の勤務条件を、月17日から常勤勤務へと変更したことによります報酬改定を行ったことにより、年間見込み額が変更となりまして、その影響によります社会保険料を補正をさせていただいたというところでございます。

そしてまた、大島と橘でその補正額に違いがあることにつきましては、橘公民館と大島公民館 の館長さんに年齢の差がございまして、健康保険料の掛け率が異なっておるため、その差額が出 たというところでございます。

続きまして、公有財産購入費の補正に関してでございますが、こちらにつきましては、土地の 敷地面積に対しますところの1平米当たりの不動産鑑定評価を採用しまして、それを乗じた額で 算定をしております。

以上でございます。(発言する者あり)

- 〇議長(荒川 政義君) 西川教育長。
- ○教育長(西川 敏之君) 不動産の鑑定に関してですが、鑑定評価時点は平成30年10月1日で、鑑定評価日が平成30年9月25日です。鑑定評価業者は、岩国市の中村不動産鑑定士事務所で、1平米当たりの単価が1万1,200円になっております。
- 〇議長(荒川 政義君) 田中議員。
- ○議員(5番 田中 豊文君) 児童福祉の計画なんですが、これは、計画自体がどういうふうな活動をされるのか、ちょっと私もよくわからないんですが、要するに、町の子ども・子育て支援の方向性というか、その名のとおり、施策の指針となるものだと思いますけれども、そうであれば、町独自で委託するんじゃなくて、自前で策定できるのではないかなと。そのほうが何か、実態に応じた計画となる、実効性のある計画ができるのではないかなと。

別にコンサルタントの専門業者に頼んで、立派な想定を目指さなくても、中身の資料として施 策の指針とすべき計画となればいいんでしょうから、そういう検討はされたのかどうか。それと、 費用対効果の面でですね。

それと、被災家屋支援事業について、事業計画は協議中ということなんですが、補助金の実施 要領で事業計画を定めることになっていると、補助金は、これは受けることが決まっているんで しょうから、その辺でいつまでに策定しなければならないものなのか、本町でいつまでに策定す るのか、その辺の予定と、実際にその被災建物を委託ということですが、業者のほうへ発注する ようになると思いますけど、その発注形態について御説明をお願いいたします。

それと非常勤嘱託職員、公民館の、ちょっとよくわからなかったんですが、5月から月17日の勤務を常勤に変更したと、大島公民館と橘公民館は常勤になったから、この報酬の増額が、さかのぼって5月からの分が必要になったということだろうと思うんですが、なぜこれが大島と橘だけなのか、久賀公民館が計上されていない理由について御説明をください。

それから、公有財産については、不動産鑑定評価ということで御説明がありましたけれども、 購入後、駐車場にするということをお聞きしておりますけども、この整備計画については今後も 変更がないのか、概算事業費、どれぐらいの規模になるか、その辺の御説明をお願いいたします。

- 〇議長(荒川 政義君) 平田健康福祉部長。
- **〇健康福祉部長(平田 勝宏君)** まず、子ども・子育て支援計画の作成を、コンサルじゃなくて 直営でやられたらどうだろうかという御質問でございます。

この計画につきまして、専門性を有するというところから、コンサルのほうに委託をというふ うに考えております。

これにつきましては、その後、町の子ども・子育て会議等においても、その計画策定について の意見等も踏まえまして、策定をしてまいるというところでございます。

以上でよろしゅうございますかね。

- 〇議長(荒川 政義君) 永田教育次長。
- ○教育次長(永田 広幸君) 1点、なぜ大島と橘だけなのかというところでございますが、一応、 今、久賀の公民館と、3館長が嘱託になっておりますけれども、各館長さんの御意見をいただき まして、久賀については通常どおり、現況においては17日での勤務を選びたいということで、 現況においては大島と橘だけという状況になっております。

あと、もう一点、公有財産の購入に関しましては、現況、不足しておる駐車場での利用というところで検討しておりまして、こちらについては、現況ではその用途に変更はないというところで考えております。

概要の事業費につきましては、現在、更地というか、整地をした上での購入ということを考えておりますので、それ以上の経費については、現況のところ考えておりません。

- **〇議長(荒川 政義君)** いいですか。(「被災家屋支援事業」と呼ぶ者あり)はい。中谷生活衛 生課長。
- **〇生活衛生課長(中谷 範夫君)** 田中議員の御質問の件に関しましては、調べてお答えいたしたいと思います。(発言する者あり)はい。(「随意契約でやるちゅうんじゃないんか」と呼ぶ者あり)随意契約ですね。契約としては随意契約、(発言する者あり)期限、(「事業計画の策定

が、補助金の実施要領でいつまでに策定しないといけないとか、それがあるのかないのか。それで実際に事業計画がいつ策定される予定なのか」と呼ぶ者あり)ちょっと調べて。(発言する者あり)ちょっと調べてお答えします。(「今、今調べるん」と呼ぶ者あり)後ほど。(「後ほど」と呼ぶ者あり)はい。(「ちょっともう一回ほんなら」と呼ぶ者あり)

- 〇議長(荒川 政義君) 田中議員。
- ○議員(5番 田中 豊文君) 今の被災家屋支援事業の御答弁は、このあとで多分いただけると思うんで、もう一点だけ公民館の件で、さっき、大島、橘、久賀公民館の各館長さんの御意見を踏まえて、こういう形にしたということがあって、ちょっと理解しがたいんですが、月17日の勤務を常勤にする、この公民館長の非常勤嘱託職員を置くということは、当然、町が必要だから置くと。

月17日だったけど、常勤で必要だから常勤にするということなんで、私が聞いているのは、何で大島と橘が常勤が必要で、久賀はおそらく17日のままなんでしょうね。だから、17日で済むのか。どういう仕事の内容というか役割、その責任に違いがあるのかということを説明してくださいということをお聞きしているんです。

- 〇議長(荒川 政義君) 西川教育長。
- ○教育長(西川 敏之君) 17日からフルタイムにしたのは、やっぱり社会教育の充実という御意見等を踏まえまして、首長部局と協議して、フルはどうだろうかとなりました。

それで、当然、今、勤務している館長さんとお話をして、大島と橘はそれでいいということだったんですが、久賀の館長さんは17日でも頑張るからということで、次のときはぜひお願いしたいという要望は出しているんですけど、いろいろ講座生の集い等を見ていましても、かなりボランティアの部分はあるんですが、御本人がことしは17日でいきたい、やることはしますということなんで、お願いして、来年度はぜひフルタイムでお願いしたいという希望はお伝えしたいと思っております。(発言する者あり)

- ○議長(荒川 政義君) ほかに質疑はございませんか。(「さっきの被災建物について、いつ答 弁いただけるんですか」と呼ぶ者あり)はい。佐々木環境生活部長。
- ○環境生活部長(佐々木義光君) 誠に失礼いたしました。今、調査中でございます。あと、すぐ お答えいたします。わかりましたらお答えいたします。

それと、先ほど申しました契約につきましては、随意契約を予定しております。 以上でございます。

○議長(荒川 政義君) ほかに質疑はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(荒川 政義君) ないようでありますので、質疑を集結します。

議案第4号平成30年度周防大島町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)について、 質疑はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(荒川 政義君) ないようでありますので、質疑を集結します。 暫時休憩します。

午後3時26分休憩

午後3時38分再開

〇議長(荒川 政義君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第5号平成30年度周防大島町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第2号)、質疑は ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(荒川 政義君) ないようでありますので、質疑を終結します。

議案第6号平成30年度周防大島町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)、質疑はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(荒川 政義君) ないようでありますので、質疑を終結します。

議案第7号平成30年度周防大島町簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)、質疑はございませんか。砂田議員。

○議員(4番 砂田 雅一君) 簡易水道は、来年度で国からの補助金が一切なくなるというふうにもう決まったんでしょうか。そこをちょっとお伺いしたいんですが。

それと、今回の事故で、広域水道が来たときに、それまでの簡易水道の水源を基本的には全部 潰さにゃいけんということで指導されてきたわけですが、旧橘町では私も要求して、いくつかの 水源を残していたんです。これが今回、飲用水としては使えなかったようですが、この水源はこ れから、簡易水道として位置付けてはいないですけれども、水源としてこうした緊急時に、特に 緊急時に、生かしていくということは検討されているのかどうか、その辺を伺います。

- 〇議長(荒川 政義君) 椎木町長。
- **〇町長(椎木 巧君)** 平成12年までは各町、4町とも、合併前ですが簡易水道でありました。 その簡易水道はほとんどが浅井戸または深井戸を水源として、そしてそれを一つだけの水源では なくて、たくさんの水源をつなぎ合わせて簡易水道を構成しておった。

または、旧橘町で言いますと、簡易水道を小分けにして、何カ所もたくさんの簡易水道をつくっておったということになります。それらの水源は、旧東和町も旧久賀町も旧大島町も旧橘町も、

それぞれ現在残ってはおります。残ってはおりますが、管理はいたしておりませんので、浅井戸とか深井戸ですから、すぐ滅失するとか、すぐなくなるとかというもんではなくて、井戸の水はたまっておる状態であります。当然ながら、上をきちんと蓋をして、鍵をかけて、変なものが入らないようにはしてあります。

ただ、今回もそれを活用したらどうかというお話がたくさんありましたが、飲料水には当然使えません。一つには、くみ上げポンプがないこと、浄水装置がないこと、滅菌装置がないこと、そして送水のポンプがないことということで、井戸だけが残っておるという状況ですから、ポンプを持って行ってくみ上げれば、雑用水としては使えた状態であったと思います。

そして今回だけじゃなしに1月と今回、2回も大島大橋の送水管が破断するということになりまして、いろいろなところから聞かれてもおりますし、また、国のほうにもそういう要請、要望をさせていただきましたが、外から送ってくる送水管をダブルにするというようなことも安全対策として検討すべきだとは思いますが、しかしながら、町内の中で今現在ある井戸とか、または屋代ダムのような、ある水を活用して、それを飲料水にするというような、非常用水源をきちんと確保するということについて、新年度の予算の中で基本的な調査をかけていきたいというふうに思っております。

ですから、すぐにこれはやろうというわけではなくて、やはり中長期的な水源の確保ということにはなると思いますが、ただ、基本的な調査をまず31年度でやっていきたい。その中で、どのような安全策がとれるのかということを考えていきたいと思いますので、その調査結果が出ましたら、議会にも報告をさせていただきたいと思います。

済みません、簡易水道の補助金というのは、よく意味がわかってないんですが、簡易水道の補助金が今まであったものがなくなるということなんですか。(「わからなければいいです。国の方はそういうことは言ってきてないんですかね」と呼ぶ者あり)今ある簡易水道というのは、本当ごく少ないんですが、簡易水道への補助金というのが、余りよくわからないんですが。

- 〇議長(荒川 政義君) 佐々木環境生活部長。
- ○環境生活部長(佐々木義光君) お答えいたします。

簡易水道に対しての補助金というのは、現在はございませんですけど、おそらく簡易水道から 公会計に変わったときに、変えなければ補助金をカットする、そういう意味じゃないかと思いま す。

以上でございます。

○議長(荒川 政義君) ほかに質疑はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(荒川 政義君) ないようでございますので、質疑を終結いたします。

議案第8号平成30年度周防大島町下水道事業特別会計補正予算(第2号)、質疑はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(荒川 政義君) ないようでありますので、質疑を終結します。

議案第9号平成30年度周防大島町農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)、質疑はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(荒川 政義君) ないようでありますので、質疑を終結します。

議案第10号平成30年度周防大島町渡船事業特別会計補正予算(第2号)、質疑はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(荒川 政義君) ないようでありますので、質疑を終結します。

以上で、議案第3号平成30年度周防大島町一般会計補正予算(第7号)から、議案第10号 平成30年度周防大島町渡船事業特別会計補正予算(第2号)までの質疑を終了いたします。

討論、採決は、最終日の本会議といたします。

日程第23. 議案第11号

○議長(荒川 政義君) 日程第23、議案第11号平成30年度周防大島町水道事業企業会計補 正予算(第2号)を議題とします。

補足説明を求めます。佐々木環境生活部長。

○環境生活部長(佐々木義光君) 議案第11号、平成30年度周防大島町水道事業企業会計補正 予算(第2号)につきまして、補足説明をいたします。

お手元の、補正予算書の1ページをお願いいたします。

第1条は総則です。

第2条の収益的収入及び支出では、予算第3条の既定の収入に5万8,000円を追加し、 8億6,903万6,000円とするとともに、既定の支出から173万9,000円を減額し、 8億5,606万5,000円とするものでございます。

その概要につきまして御説明いたします。2ページをお願いいたします。

収入につきましては、1款水道事業収益2項営業外収益4目雑収益3節その他雑収益に5万8,000円を追加するものでございます。

支出につきましては、1款水道事業費用1項営業費用2目配水及び給水費の1節給料、2節手 当、6節法定福利費及び33節負担金は、人事異動に伴う人件費の調整を、12節備消品費は、 メーター購入契約の確定に伴う324万円の減額を、3目総係費の1節給料、2節手当、6節法 定福利費及び33節負担金は、人事異動に伴う人件費の調整などを行っております。

2項営業外費用2目雑支出3節消費税及び地方消費税は、平成29年度水道事業企業会計における確定申告を踏まえ、平成30年度事業に係る納付見込額を992万7,000円減額するものでございます。

3項特別損失1目災害による損失1節災害による損失は、10月22日に発生した、大島大橋 添架送水管の破断事故対応に係る、水道事業職員の時間外手当及び管理職特別勤務手当1,210万 円を追加計上するものでございます。

1ページに返っていただきまして、第3条の資本的収入及び支出では、不足財源の内訳を変更 しようとするものでございます。

第4条の議会の議決を経なければ流用することのできない経費につきましては、人事異動及び 特別損失の計上に伴い増額するものでございます。

なお、3ページ以降に付属資料を添付しております。

以上が、議案第11号平成30年度周防大島町水道事業企業会計補正予算(第2号)の概要で ございます。

何とぞ慎重なる御審議の上、御議決を賜りますようお願い申し上げます。

○議長(荒川 政義君) 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(荒川 政義君) ないようでありますので、質疑を終結します。

討論、採決は、最終日の本会議といたします。

日程第24. 議案第12号

○議長(荒川 政義君) 日程第24、議案第12号周防大島町一般職の職員の給与に関する条例 等の一部改正についてを議題とします。

補足説明を求めます。岡村副町長。

○副町長(岡村 春雄君) それでは、議案第12号周防大島町一般職の職員の給与に関する条例 等の一部改正について、補足説明をいたします。

第1条では、周防大島町一般職の職員の給与に関する条例第4条に規定する職員の昇給基準について、人事評価結果を活用するための改正であります。

第2条以下は、山口県人事委員会による、10月17日の一般職の給与等についての勧告に伴い、給与等の改正を行おうとするもので、一般職の職員の給与に関する条例の一部改正に伴い、

船舶職職員の給与及び旅費等に関する条例の改正、議会議員及び町長等の期末手当についてもあ わせて条例改正するため、関連条例を一括して一部改正しようとするものであります。

本年度は、官民給与の格差を踏まえ、給料表の引上げ改定を行うとともに、民間の特別給の支給割合との均衡を図るため、支給割合の引上げを行うものであり、本町も山口県勧告に準じ、給料月額について平均0.49%の引上げ、期末・勤勉手当につきましても、民間の支給状況を反映して、支給月数を0.1月分引き上げることといたしました。

それでは、改正の要点を逐条に沿って御説明申し上げます。

第1条の周防大島町一般職の職員の給与に関する条例(以下「職員給与条例」と言う。)の一部改正でございますが、職員給与条例第4条第2項及び第3項の改正は、一般職の職員の昇給基準について、前年度人事評価における勤務成績を反映させるとともに、懲戒処分を受けた職員についてあわせて考慮できるよう条文を追記しようとするものでございます。

第2条も、職員給与条例の一部改正でございます。

職員給与条例第18条については、第2項中の勤勉手当の支給割合を100分の5引き上げ、現行の100分の85から100分の90に、再任用職員についても支給割合を100分の2.5引き上げ、現行の100分の40から100分の42.5に改正するものでございます。

この改正によりまして年間の勤勉手当の支給割合は、それぞれ現行の100分の170及び100分の80から、100分の180及び100分の85となります。

別表第1から別表第3につきましては、行政職、医療職及び技能職に係る給料表をそれぞれ改 正するものでございます。

第3条も、職員給与条例の一部改正でございます。

職員給与条例第17条第2項で規定する、一般職の職員の期末手当の支給割合について、6月期及び12月期の支給割合を均等にし、それぞれ100分の130とするもので、同条第3項は、再任用職員についての支給割合を均等にし、100分の72.5とするものでございます。

第4条は、周防大島町船舶職職員の給与及び旅費等に関する条例の一部改正でございます。第 2条で御説明いたしましたとおり、山口県人事委員会勧告に伴い、船舶職に係る給料表を改正す るものでございます。

第5条及び第7条につきましては、周防大島町議会議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例及び周防大島町長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正でございます。一般職の職員の給与改定に準じ、町議会議員及び町長等の12月期の期末手当の支給割合を100分の10引き上げ、現行の100分の170から100分の180に改正するものでございます。

第6条及び第8条につきましても、周防大島町議会議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例及び周防大島町長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正でございますが、第5条及び

第7条において12月期に100分の10引き上げ、年間100分の335とした期末手当の支給割合を、翌年以降の6月期及び12月期においてそれぞれ均等に振り分け100分の167.5に改正するものでございます。

附則第1項及び第2項は、施行期日を定めるもので、本条例の第1条、第2条、第4条、第5条及び第7条の規定は、公布の日から施行し、第2条、第4条、第5条及び第7条は平成30年4月1日から適用とし、第3条、第6条及び第8条につきましては、平成31年4月1日から施行するものでございます。

附則第3項及び第4項は、中途の異動者や採用者間において、均衡を図る上で必要と認められる限度で調整することができると規定したものでございます。

附則第5項は、改正前の給与条例の規定に基づいた給与が、改正後の給与条例の規定による内 払いとするとしており、改正後の条例の規定を適用した場合は、その差額を支給することとなり ます。

附則第6項及び第7項も、改正前の条例の規定に基づいた町議会議員及び町長等の期末手当が、 改正後の条例の規定による議会議員及び町長等の期末手当の内払いとしており、改正後の条例を 適用した場合は、その差額を支給することとなります。

附則第8項は、規則への委任であります。

なお、今回の改正による年間の影響額でございますが、約1,215万円の増額となる見込み でございます。

何とぞ慎重なる御審議の上、御議決を賜りますようよろしくお願いいたします。

- ○議長(荒川 政義君) 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はございませんか。吉田議員。
- ○議員(6番 吉田 芳春君) 職員の昇給基準につきましては、人事評価結果を活用するというお話がありましたけれども、その活用によってどういうような状況になるのか、見込みだと思いますけれども、その辺をお伺いいたします。

それと、公布の日から施行するということでございますが、公布はいつされるのかどうなのか お伺いいたします。

一応、基本的な考え方はよくわかっていると思いますけれども、この議会で、今月の19日に 討論、採決されるわけでありますので、その採決を受けたら議会のほうで議長決裁を受けて、それが町長部局のほうへ、町長宛てに出てくると思います。それで、町長で決裁し、それから告示の決裁をして、それから告示されると。それでもって効力が発生ということになるわけでありますけども、きょうは12月10日でございますけれども、そういうスケジュールでですね、差額分の請求ができるのかどうなのかをお伺いいたします。

- 〇議長(荒川 政義君) 中村総務部長。
- ○総務部長(中村 満男君) まず、人事評価の活用ということでございますが、人事評価そのものは、やはり職員の仕事に対する意識、正しく評価することによって職員の仕事に対する意欲等を向上させるというところが一つあろうかと思います。

今回の改正は、実は、人事評価というものは1年通じて、4月1日から3月31日まで人事評価するわけですけれども、それを今回の改正によりまして、例えば来年の1月1日に昇給させるための基準としては、それに適用させる人事評価は昨年の4月1日からことしの3月31日の人事評価の結果をもって、来年、年が明けて1月1日の昇格の基準に適用させるという改正が、今回の改正でございます。

それと、公布の日からという、公布は吉田議員さん言われたとおり、これが議決をされました ら直ちに手続きに入りまして、公布をするということでございます。ですからその公布をもって、 適用は4月1日にさかのぼりますから、当然、内払いということになりますので、その差額をこ の議決以降に支払うという形になろうかと思います。

- 〇議長(荒川 政義君) 吉田議員。
- ○議員(6番 吉田 芳春君) 今の昇級基準、それと今の人事評価結果を活用ということでございますが、その辺のところをどのようにお考えがあるのかお伺いいたします。(発言する者あり)
- 〇議長(荒川 政義君) 中村総務部長。
- ○総務部長(中村 満男君) 人事評価を昇級の基準に適用させるために今回こういう改正がなされておるということでございます。当然、昇級基準には人事評価は適用されます。
- ○議長(荒川 政義君) ほかに質疑はございませんか。田中議員。
- ○議員(5番 田中 豊文君) 1点だけ、基本的なことをお尋ねいたしますが、資料のほうでは、 今回の改定は山口県人事委員会勧告に準じた給与等の条例改正というふうに説明がありますが、 この県人事委員会勧告というものには強制力というものはございますか。
- **〇議長(荒川 政義君)** 中村総務部長。
- ○総務部長(中村 満男君) 勧告そのものには強制力はないと思っております。
- 〇議長(荒川 政義君) 田中議員。
- ○議員(5番 田中 豊文君) 強制力がないということで、人事評価の部分は除いて給与改定の部分、今回この条例改正で給与を引き上げようということは、強制力がないということは、町の判断で引き上げるということでよろしいですか。
- 〇議長(荒川 政義君) 椎木町長。
- **〇町長(椎木 巧君)** 当然、町の判断で議会の議決をいただいて、その実施をするということ

ですが、要するに人事委員会の勧告を尊重してということでございますので、町の執行部とすれば当然ながら人事委員会の勧告は尊重いたします。強制力がないと言いますが、それが人事委員会の勧告でございますので、それを尊重し、このように議案として提案をさせていただいておるということでございます。

- 〇議長(荒川 政義君) 田中議員。
- ○議員(5番 田中 豊文君) 尊重するということで、要するに町が引き上げを決定すると、議会に今回上げているということなんですが、今回の大島大橋の事故で非常に町民の方は苦しんだ、そういった苦渋の40日間を過ごされた、この今このときに、公務員の給料を上げる議案というものを、町民の方の御理解がいただけるのかどうか非常に私は疑問でありますが、強制力がないんであれば、今回は見送るという判断もできたんではないかと思いますが、その辺について御見解があればお聞かせください。
- 〇議長(荒川 政義君) 椎木町長。
- ○町長(椎木 巧君) 人事委員会の勧告を恣意的に運用するということは、なかなかこの、将来にわたって難しい問題ではないかというふうに思っております。例えば何らかの天災があった場合には、その勧告を尊重しないというふうな話と、人事委員会の勧告を尊重するというのは、そこにリンクをさせるということは考えておりませんし、そうではないんではないかというふうに思っております。そういうことになりますと、例えば天災だけではなくて何らかのことが起こったというのは、非常に大きな経済的な状況の変化があって、そのときによって人事委員会の勧告を尊重しないとか、昇給をもう実施しないとかいうことになりますと、恣意的な運用になるんではないかというふうに思いますし、職員を代表する職員組合ともそのような話で、合意はなかなか難しいんではないかというふうに思っているところでございます。
- ○議長(荒川 政義君) ほかに質疑はございませんか。砂田議員。
- ○議員(4番 砂田 雅一君) 影響額が1,215万円でしたっけ、これは内訳としてですが、 全部の影響額なのかどうかです。だとしたら、5条の関係、それから7条の関係での影響額とい うものは幾らになりますでしょうか。

この職員の手当等については人事委員会の勧告はありましたけれども、町長、議員については、 人事委員会は基本的にはそういう勧告はしないと思いますので、これは人事委員会ではないとい うことを確認していただきたいと思うんですが。

- 〇議長(荒川 政義君) 中村総務部長。
- ○総務部長(中村 満男君) 5条と7条の関係ということでございますので、おそらく議員さんと町長等、まず議員さんの内訳を申し上げますと、議長さんで3万3,840円、副議長さんで2万7,120円、委員長さんで、これは4人おられますが1人当たりで2万5,680円、その

他の議員さんで2万4,720円であろうかと思っております。

それと特別職でいきますと、町長で11万7, 300円、副町長で9万6, 300円、教育長で8万8, 500円というふうに試算しております。

○議長(荒川 政義君) ほかに質疑はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(荒川 政義君) ないようでありますので、質疑を終結します。

討論、採決は、最終日の本会議といたします。

日程第25. 議案第13号

○議長(荒川 政義君) 日程第25、議案第13号周防大島町公民館条例等の一部改正について を議題とします。

補足説明を求めます。岡村副町長。

○副町長(岡村 春雄君) それでは、議案第13号周防大島町公民館条例等の一部改正について、 補足説明をいたします。

公民館等の文教施設使用料については、合併前の旧4町における料金体系を引き継ぎ、施設間 や地域間において差異がある状況となっております。

このような状況の中、できる限り利用者の負担を抑え、料金体系、部屋の名称など利用者にわかりやすい利用体系となるよう、関係条例の一部を改正しようとするものでございます。

具体的には、全ての施設使用料を1時間単位として設定し、部屋の名称につきましても、研修室、和室、調理室、ホール等で統一いたしました。ホールを除き、1室の施設使用料の設定につきましては、電気使用料や近隣の市町の使用料を参考にするなど、基本、1室当たり税込みで210円に設定しております。

調理室については、施設使用料に光熱水費を加算して設定しております。

さまざまなイベントを開催しているホールにつきましては、客席の有無等を基準に使用料を設 定しております。

時間表記につきましては24時間制とし、8時30分から17時までを昼間時間帯、17時から22時までを夜間時間帯としております。

町外の方の使用料は使用料総額の2倍、営利、営業、宣伝等を目的とした使用については、使用料総額の3倍、興業使用ができる施設については、使用料総額の6倍を徴収するよう設定しております。

また、冷暖房使用料につきましては、これまでどおり利用者の負担としておりますが、電気料の試算をもとに、施設使用料と同様、できる限り利用者の御負担を軽減できるような料金設定を

しております。

それでは、改正内容につきまして、新旧対照表により説明させていただきます。

第1条の周防大島町公民館条例の一部を改正する条例につきましては、第6条及び第7条にできる旨の規定を加えるものと、別表第1号から第6号までの表をまとめるものでございます。

久賀公民館における各部屋の名称につきましては、老人娯楽室を和室1に、視聴覚室を研修室 1に、児童室を研修室2に、講義室を研修室3に、講座室を和室2に、大会議室をホールに改め るものでございます。

また、使用料につきましては、昼間、夜間、昼夜に分類していたものを1時間単位に改め、和室及び研修室は1時間当たり210円に、調理室は光熱水費を含め1時間当たり540円に、ホールは1時間当たり1,080円に改め、夜間休日使用料は基本料金の1.2倍に改めるものでございます。

また、冷暖房使用料につきましては、1時間当たり、和室、研修室及び調理室を210円、ホールは640円に改めるものでございます。

椋野公民館においては、久賀公民館と同様に各部屋の名称を改めるとともに、使用料について も使用時間の分類と金額を改めるものでございます。

また、冷暖房使用料につきましては、全室を1時間当たり210円に改めるものでございます。 東和公民館においては、各部屋の名称と使用料を改めるものでございます。

橘公民館においては、東和公民館と同様に各部屋の名称と使用料を改めるものでございます。 なお、舞台はホールに含めるよう改めております。

また、冷暖房使用料につきましては、1時間当たり、ホールは1,080円、ロビーは210円 に改めるものでございます。

日良居公民館においては、久賀公民館と同様に各部屋の名称を改めるとともに、使用料についても使用時間の分類と金額を改めるものでございます。

また、冷暖房使用料につきましては、全室を1時間当たり210円に改めるものでございます。 日良居公民館油良分館においては、東和公民館と同様に各部屋の名称と使用料を改めるもので ございます。

また、冷暖房使用料につきましては、全室を1時間当たり210円とするものでございます。 公民館使用料に係る備考につきましては、使用時間は8時30分から22時まで、夜間使用は 17時から22時まで、使用時間が1時間未満の場合は1時間とみなすものとし、使用時間が 1時間以上の場合の1時間未満の端数を生じた場合は、30分未満は切り捨て、30分以上は 1時間といたします。

また、使用に伴う準備、清掃等に要する時間は使用時間に含むものとするものとし、町に住所

を有しない方や町に所在のない団体が使用する場合の使用料は、使用料総額の2倍とするもので ございます。

また、別表第2号橘公民館備品使用料につきましては、備付音響設備の使用料金を5,140円から5,400円に、備付調光設備の使用料金を3,080円から3,240円に、備付映写設備の使用料金を1,020円から1,080円に、備付スライド投影設備の使用料金を510円から540円に、備付グランドピアノの設備使用料金を1,020円から1,080円に、備付以外の音響機器の使用料を510円から540円に改めるものでございます。

備考につきましては、使用時間が1時間未満の場合は1時間とみなすものとし、使用時間が1時間を超え1時間未満の端数を生じた場合は、30分未満は切り捨て、30分以上は1時間といたします。

また、町に住所を有しない方や町に所在のない団体が使用する場合の使用料は、使用料総額の 2倍にしようとするものでございます。

第2条の周防大島町東和総合センター設置条例の一部を改正する条例につきましては、第6条にできる旨の規定を加え、第10条は実態に合わせた規定に改めるとともに、周防大島町公民館条例と同様に部屋の名称及び使用料を改めるものでございます。

東和総合センターにおける各部屋の名称につきましては、ふれあい大ホールをホールに、ふるさと研修室を研修室1に、老人休養室・老人娯楽室を和室1に、郷土料理実習室を調理室に、視聴覚室を研修室2に、特産振興研究室を研修室3に、教養文化室(和室)を和室2に改め、ステージはホールに含め、町民相談室、健康増進室、保健相談室及び郷土資料閲覧室は、用途の変更により削るものでございます。

部屋の使用料は、ホールは1時間当たり1,080円に、研修室及び和室は1時間当たり210円に、調理室は光熱水費を含め1時間当たり540円に改め、夜間休日使用料は基本料金の1.2倍に改めるものでございます。

また、冷暖房使用料につきましては、1時間当たり、ホールは640円、研修室、和室及び調理室は210円に改めるものでございます。

備考につきましては、第1条の周防大島町公民館条例の備考内容のほか、営利、営業、宣伝を 目的とし、または入場料等を徴収する場合の使用料は、使用料総額の3倍とする規定を加えるも のでございます。

第3条の周防大島町大島文化センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例につきましては、第10条にできる旨の規定を加えるとともに、部屋の名称及び使用料を改めるものでございます。

大島文化センターにおける各部屋の名称につきましては、研修室1・2を研修室1、研修室

2に改めるものでございます。

部屋の使用料は、ホールは1時間当たり2,160円に、控室、研修室及び和室は1時間当たり210円に改め、夜間休日使用料は料金の1.2倍に改めるものでございます。

また、冷暖房使用料につきましては、1時間当たり、ホールは1,080円、控室、研修室及び和室を210円に改めるものでございます。

備考につきましては、第1条の周防大島町公民館条例の備考内容のほか、レストランを除き、 営利、営業、宣伝を目的とし、または入場料等を徴収する場合の使用料は、使用料総額の3倍と するを加えるものでございます。

大島文化センター備品使用料の備考につきましては、周防大島町公民館条例の橘公民館備品使 用料の備考内容に準じた使用料金としております。

第4条の周防大島町学習等供用施設設置条例の一部を改正する条例につきましては、別表第 1号及び第2号の表をまとめるものでございます。

椋野北地区学習会館における各部屋の名称につきましては、休養室を和室に、集会室を研修室 1に、調理室を研修室2に改めるものございます。

部屋の使用料は、昼間、夜間、昼夜に分けていたものを1時間単位に改め、和室及び研修室は1時間当たり210円に改め、夜間休日使用料は、基本料金の1.2倍に改めるものでございます。

また、冷暖房使用料につきましては、1時間当たり210円に改めるものでございます。

西安下庄地区学習等供用施設における各部屋の名称につきましては、休養室を研修室1に、集 会室を研修室2に、学習室(調理場)を調理室に改め、保育室は用途の変更により削るものでご ざいます。

部屋の使用料は、研修室は1時間当たり210円に、調理室は光熱水費を含め1時間当たり540円に改め、夜間休日使用料は、基本料金の1.2倍に改めるものでございます。

また、冷暖房使用料については、1時間当たり210円に改めるものでございます。

備考につきましては、第3条の東和総合センター設置条例と同様に改めるものでございます。

第5条の周防大島町町衆文化伝承の館条例の一部を改正する条例につきましては、商いの間及 びふれあいの間を別表に加え、伝承の間(2)を伝承の間(2)・調理室に改めるものでござい ます。

部屋の使用料は、昼間、夜間、昼夜に分けていたものを1時間単位に改め、商いの間、ふれあいの間、学びの間、伝承の間(1)及び語らいの間は1時間当たり210円に、伝承の間(2)・調理室は、光熱水費を含め1時間当たり540円に改め、夜間休日使用料は、基本料金の1.2倍に改めるものでございます。

また、冷暖房使用料につきましては、1時間当たり210円に改めるものでございます。 備考につきましては、第3条の東和総合センター設置条例と同様に改めるものでございます。 第6条の周防大島町民運動場設置条例の一部を改正する条例につきましては、第2条の名称を グランドをグラウンドに改めるものでございます。

周防大島町民運動場の使用料につきましては、町民運動場使用を現行1回につき310円を1時間当たり320円に、照明施設使用料を1時間当たり850円を860円に改めるものでございます。

備考につきましては、1団体ごとに算定するものとし、使用時間が1時間未満の場合は1時間とみなすものとし、使用時間が1時間を超えて1時間未満の端数を生じた場合、30分未満は切り捨て、30分以上は1時間とするものとし、使用に伴う準備、清掃等に要する時間は使用時間に含むものとするものとし、町に住所を有しない方や町に所在のない団体が使用する場合の使用料は使用料総額の2倍とするものとし、営利、営業、宣伝を目的とし、または入場料等を徴収する場合の使用料は、使用料総額の3倍とするものとするよう改めるものでございます。

第7条の周防大島町陸上競技場設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例につきましては、競技場使用料について、午前、午後で区分していた専用使用料を1時間当たりの使用料に改め、部分使用料の回数券のつづりの枚数を11枚から12枚に改め、会議室使用料については競技場使用料と同様に、午前、午後で区分していた専用使用料を1時間当たりの使用料に改めるものでございます。

使用料につきましては、他の社会教育施設の同規模の会議室使用料との整合を図るべく、1時間当たり210円とし、冷暖房使用料につきましては、1時間当たり210円に改めるものでございます。

放送機具、競技用具使用料については、競技場と同様に、午前、午後で区分していた専用使用料を1回当たりの使用料に改めるものでございます。

備考につきましては、延長料にあたる時間帯を規定し、使用時間が1時間未満の場合は1時間とみなすものとし、使用時間が1時間を超えて1時間未満の端数を生じた場合、30分未満は切り捨て、30分以上は1時間とするものとし、会議室で冷暖房を使用する場合は1時間当たり210円を加算するものとし、使用に伴う準備、清掃等に要する時間は使用時間に含むものとするものとし、放送器具及び競技用具の専用使用料は、陸上競技等で競技会として使用する場合に徴収するものとし、町に住所を有しない方や町に所在のない団体が使用する場合の使用料は、使用料総額の2倍とするものとするよう改めるものでございます。

また、別表第2備考第3項中、使用料金の総額の倍額(特別料金)を徴収を、使用料総額の 2倍とに改めるものでございます。 第8条の周防大島町立小・中学校施設使用条例の一部を改正する条例につきましては、体育館及び講堂の使用料を1時間当たり320円に改めるものでございます。

また、冷暖房設備使用料を1時間当たり1,580円に改め、運動場の照明施設使用料を周防 大島町町民運動場と同様の860円に改めるものでございます。

備考につきましては、使用時間を9時から22時までとするものとし、使用時間が1時間を超えて1時間未満の端数を生じた場合、30分未満は切り捨て、30分以上は1時間とするものとし、町に住所を有しない方や町に所在のない団体が使用する場合は、使用料総額の2倍とするものとするよう改めるものでございます。

第9条の周防大島町B&G海洋センターの設置及び管理運営に関する条例の一部を改正する条例につきましては、時間帯で区分されていたアリーナ基本使用料を1時間当たりとして、1区画を320円に改め、夜間使用料は基本料金の1.2倍に改めるものでございます。

備考につきましては、使用料は1団体ごとに算定するものとし、使用時間が1時間未満の場合は1時間とみなすものとし、使用時間が1時間を超えて1時間未満の端数を生じた場合、30分未満は切り捨て、30分以上は1時間とするものとする。使用に伴う準備、清掃等に要する時間は使用時間に含むものとするものとし、町に住所を有しない方や町に所在のない団体が使用する場合の使用料は使用料総額の2倍とするものとし、営利、営業、宣伝を目的とし、または入場料等を徴収する場合の使用料は、使用料総額の6倍とするものとするよう改めるものでございます。

第10条の周防大島町しらき野活センター設置条例の一部を改正する条例につきましては、他の社会体育施設と同様に、厨房使用料を1時間当たり320円に改めるものでございます。

備考につきましては、使用時間が1時間未満の場合は1時間とみなすものとし、使用時間が1時間を超えて1時間未満の端数を生じた場合、30分未満は切り捨て、30分以上は1時間とするものとし、使用に伴う準備、清掃等に要する時間は使用時間に含むものとするものとし、町に住所を有しない方や町に所在のない団体が使用する場合の使用料は使用料総額の2倍とするものとし、営利、営業、宣伝を目的とする場合の使用料は、使用料総額の3倍とするものとするよう改めるものでございます。

第11条の周防大島町総合体育館設置条例の一部を改正する条例につきましては、午前、午後、夜間で区分していたアリーナ使用料を1時間当たりの金額に改め、センターコート使用は全面使用扱いとし、2分の1使用区分の料金を加えるよう改め、夜間使用料は基本料金の1.2倍に改めるものでございます。

また、会議室、トレーニングルーム及びシャワールームの金額を210円に改めるものでございます。

備考につきましては、使用時間が1時間未満の場合は1時間とみなすものとし、使用時間が

1時間を超えて1時間未満の端数を生じた場合、30分未満は切り捨て、30分以上は1時間とするものとし、使用に伴う準備、清掃等に要する時間は使用時間に含むものとするものとし、会議室で冷暖房を使用する場合は、他の社会教育施設に合わせ1時間当たり210円を加算するものとし、町に住所を有しない方や町に所在のない団体が使用する場合の使用料は、トレーニングルーム及びシャワールームを除き使用料総額の2倍とするものとし、営利、営業、宣伝を目的とし、または入場料等を徴する場合の使用料は、使用料総額の6倍とするものとするよう改めるものでございます。

第12条の周防大島町地区体育館設置条例の一部を改正する条例につきましては、周防大島町総合体育館設置条例別表中、アリーナ3分の1使用の使用料と同額の1時間当たり320円に改めるものでございます。

備考につきましては、使用時間が1時間を超えて1時間未満の端数を生じた場合、30分未満は切り捨て、30分以上は1時間とするものとし、使用に伴う準備、清掃等に要する時間は使用時間に含むものとするものとし、町に住所を有しない者または町に所在のない団体が使用する場合の使用料は、使用料総額の2倍とするものとするよう改めるものでございます。

第13条の周防大島町農業者健康管理センター使用条例の一部を改正する条例につきましては、 午前、午後、夜間で区分していた使用料を1時間当たりの使用料に改め、B&G海洋センター体 育館と同様に多目的ホールを2区画に区分し、1区画当たりの使用料を320円とし、健康相談 室及び会議室として貸し出し可能な機能訓練室の使用料を210円とし、多目的ホールの1区画 の使用料を320円に改めるものでございます。

また、冷暖房使用料につきましては、他の社会教育施設に合わせ1時間当たり210円に改めるものでございます。

備考につきましては、使用料は1団体ごとに算定するものとし、使用時間が1時間未満の場合は1時間とみなすものとし、使用時間が1時間を超えて1時間未満の端数を生じた場合、30分未満は切り捨て、30分以上は1時間とするものとし、使用に伴う準備、清掃等に要する時間は使用時間に含むものとするものとし、町に住所を有しない方や町に所在のない団体が使用する場合の使用料は使用料総額の2倍とするものとし、営利、営業、宣伝を目的とし、または入場料等を徴収する場合の使用料は、使用料総額の6倍とするものとするよう改めるものでございます。

第14条の周防大島町橘老人福祉センター使用条例の一部を改正する条例につきましては、各部屋の名称につきましては、集会室を研修室3に、教養室(和室)を和室に、健康増進室及び機能回復訓練室を健康増進室とし、健康相談室を研修室4に改め、生活相談室及び小浴場・大浴場は用途変更により削るものでございます。

部屋の利用料金は、研修室、和室及び健康増進室につきましては、1時間当たり210円に改

め、夜間休日使用料につきましては、基本料金の1.2倍に改めるものでございます。 また、冷暖房使用料につきましては、1時間当たり210円に改めるものでございます。 備考につきましては、第3条の東和総合センター設置条例と同様に改めるものでございます。 以上で、議案第13号の補足説明を終わります。

何とぞ慎重なる御審議の上、御議決を賜りますようよろしくお願いいたします。

〇議長(荒川 政義君) 説明が終わりました。

ここで会議時間延長、会議規則第9条第2項、本日の会議時間は議事の都合によりあらかじめ 延長をいたします。

暫時休憩をします。

午後4時38分休憩
午後4時51分再開

1 1 10193111111

ただいま会議時間の延長をお諮りして、延長という決定をいたしましたが、急遽、議運を開きまして、会議の延会を会議規則第25条第2項の決まりでお諮りをいたしたいと思います。

本日の会議は、これで延会したいと思いますが、御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

- **〇議長(荒川 政義君)** 異議なしと認めます。よって、本日は延会することに決定しました。
- ○議長(荒川 政義君) 次回は、12月11日9時半から開会をいたします。 本日は、これをもってお開きとします。大変、お疲れでございました。
- ○事務局長(舛本 公治君) 御起立願います。一同、礼。

○議長(荒川 政義君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

午後4時52分延会